



市役所・公共施設案内

市役所のご案内



三郷市役所本庁舎



健康福祉会館

●三郷市役所

所在地: **三郷市役所本庁舎** 〒341-8501

埼玉県三郷市花和田648番地1

健康福祉会館 〒341-0041

埼玉県三郷市花和田638番地1

電話: 048-953-1111 (代表)

開庁時間: 午前8時30分～午後5時15分

休庁日: 土・日曜日、祝休日、年末年始

(12月29日～1月3日)

交通アクセス

●電車・バスをご利用のかた

※令和6年8月時点 最新の情報はバス会社に直接お問い合わせください。

鉄道駅	バス会社	系統	行先	下車停留所	備考	
JR武蔵野線 三郷駅	北口	東武バスセントラル	早01	三郷中央駅(三郷市役所経由)行	[三郷市役所]	平日のみ
		マイスカイ交通	M-02	三郷中央駅行		運休中
	南口	東武バスセントラル	金54	金町駅(三郷市役所・中央通り経由)行	[三郷市役所]	平日のみ
			早01	三郷中央駅(三郷市役所経由)行		
		流通01	流通団地(三郷市役所経由)行			
		流通02	流通団地(三郷市役所経由)行			
JR武蔵野線 新三郷駅	西口	マイスカイ交通	M-01	金町駅南口行	[三郷市役所]	平日のみ
		京成タウンバス	金02	金町駅南口行		三郷駅経由
	東口	マイスカイ交通	M-03	南部地区循環行	[三郷市役所]	平日のみ
		東武バスセントラル	金54	金町駅(三郷市役所・中央通り経由)行		平日のみ
つくばエクスプレス 三郷中央駅	東武バスセントラル	金54	新三郷駅(三郷市役所経由)行	[三郷市役所]	三郷駅経由	
		流通01	流通団地(三郷市役所経由)行			
	マイスカイ交通	M-01	三郷駅南口行		平日のみ	
	京成タウンバス	金02	三郷駅南口行		平日のみ	
	マイスカイ交通	M-08	新三郷駅西口行		平日のみ	
		M-60	マイスカイ車庫		日曜のみ	
	メートー観光	M3	吉川駅南口行		運休中	
		彦02	三郷市役所行		平日のみ	

※【バス会社問い合わせ】

・東武バスセントラル(株)三郷営業所 ☎957-2504

・マイスカイ交通(株)吉川営業所 ☎940-1801

・メートー観光(株) ☎950-0448

・東武バスセントラル(株)吉川営業所 ☎982-0052 (早01系統のみ)

・京成タウンバス(株) ☎03-5671-0360

・埼玉観光(株) ☎993-4467

●車をご利用のかた

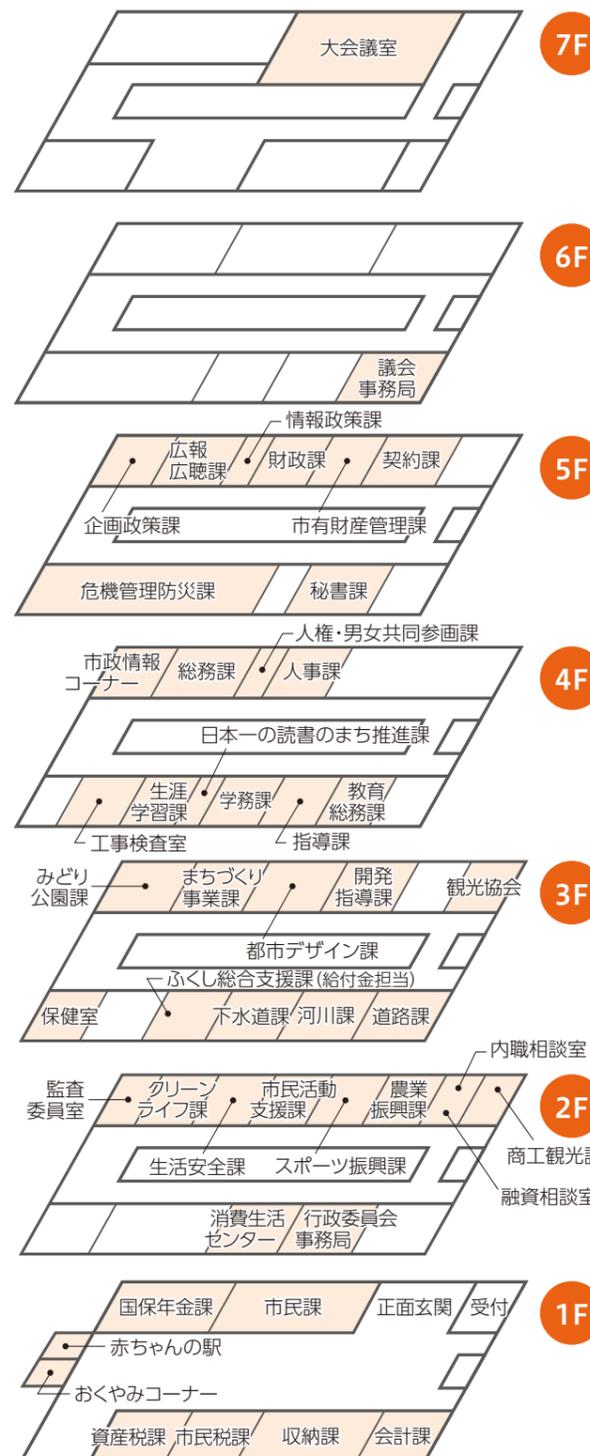
首都高速道・常磐自動車道からお越しのかた

三郷IC東出口で降り、1つ目の信号「花和田交差点」を左折し、約400メートル。

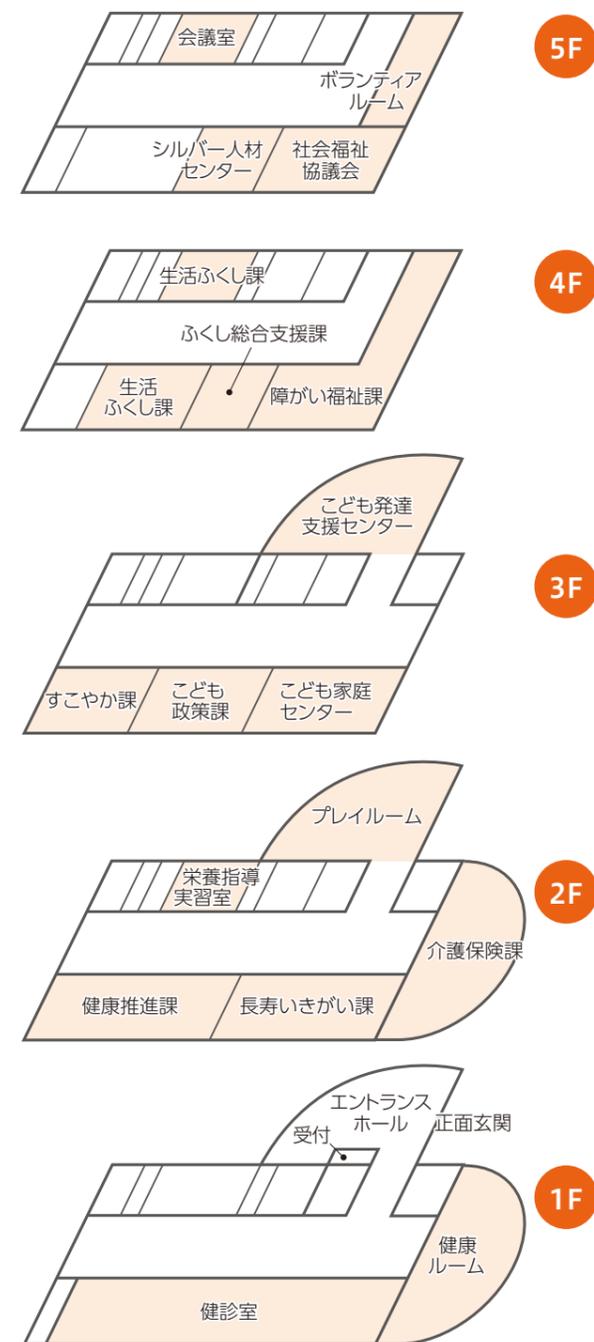
東京外環自動車道からお越しのかた

・川口方面からお越しのかたは外環三郷西出口で降り、国道298号に合流。そのまま千葉県方面に進み、四つ目の信号「花和田交差点」を左折して約400メートル。
・千葉方面からお越しのかたは外環三郷中央出口で降り、国道298号に合流。1つ目の信号「花和田交差点」を右折して約400メートル。

三郷市役所本庁舎



健康福祉会館



三郷市の市外局番は048です。

三郷市 市民便利帳 41

市役所・公共施設案内

市役所・公共施設案内

● 公共施設案内

ガイドマップ▶



名称	所在地	電話番号
市役所・出張所・連絡所		
市役所	花和田648-1	953-1111
希望の郷交流センター 出張所	彦成3-7-19 (希望の郷交流センター2階)	957-2121
戸ヶ崎連絡所	戸ヶ崎2-654 (コミュニティセンター内)	956-9066
鷹野連絡所	鷹野4-70 (鷹野文化センター内)	956-3477
早稲田連絡所	早稲田5-6-15 (早稲田図書館内)	958-4822
三郷市パスポート センター	中央1-14-2 (三郷中央におどり プラザ2階)	953-1122
保健・福祉・保育所		
健康福祉会館	花和田638-1	953-1111
三郷市社会福祉協議会	花和田638-1	953-4191
三郷市シルバー 人材センター	花和田638-1	952-0866
三郷市医師会立 休日診療所	中央2-20-7	949-1000
北児童館	彦成3-7-19 (希望の郷交流センター1階)	957-2100
南児童センター	戸ヶ崎2-654	955-7203
早稲田児童センター	早稲田3-18-14	959-6631
岩野木老人福祉センター (岩野木集会場)	岩野木123-2	953-3500
彦沢老人福祉センター	彦沢1-201	953-5588
戸ヶ崎老人福祉センター (戸ヶ崎老人デイサービス センター)	戸ヶ崎3-530-2	956-8000
ほっとサロン・いきいき	彦成3-7-9-1	950-7001
こども発達支援センター	花和田638-1 (健康福祉会館3階)	930-7794
しいのみ学園	新和2-193	952-0066
ワークセンターしいの木	幸房1433	953-4789
障がい者就労支援 センター	幸房1433 (ワークセンター しいの木内)	953-1521
さつき学園	幸房1430-3	953-3699
上口保育所	上口1-208	952-1604
丹後保育所	早稲田8-7-5	957-2552
高州保育所	高州2-259-2	955-0325
さくら保育所	彦成4-4-16	958-0390
彦成保育所	彦成2-278	957-3377
早稲田保育所	早稲田3-18-13	959-0911
つくし保育園	幸房702	952-2550
コピープリスクール みさとながとろ	鷹野1-415	951-0271
三郷ひだまり保育園	栄1-252-1	951-0881

名称	所在地	電話番号
みさとしらゆり保育園	中央1-2-1 (ザ・ライオンズ 三郷中央216)	949-0072
みさとこころ保育園	三郷2-7-7	949-3001
コピープリスクール みさととがさき	戸ヶ崎3-227	955-2311
コピープリスクール みさとたかの	鷹野3-387	951-0855
みさとしらゆり 第2保育園	中央2-29-17	949-6568
レイモンド戸ヶ崎保育園	戸ヶ崎2399-1	949-6610
レイモンド新三郷保育園	半田299-1	951-0728
わせだっこ中央保育園	谷中33-2	951-2235
桜花保育園三郷園	新和3-8	952-1222
スクルドエンジェル 保育園三郷中央園	中央2-29-33	954-5101
フレンドキッズランド 三郷園	中央5-40-1	933-9864
さんぴこナーサリー スクール	彦成1-99	953-9071
さんぴこ中央ナーサリー スクール	谷中105-1	954-5311
三郷まりな保育園	三郷3-13-4	953-7005
(認定こども園) わせだ	幸房1457-1	952-2807
(認定こども園) 栄光けやきの森	高州1-174-1	955-0630
(認定こども園) みさとさくらの森	彦成4-321	950-0505
(認定こども園) 埼玉さくら幼稚園	戸ヶ崎2336	969-4115
(認定こども園) いなほ幼稚園	早稲田7-13-12	957-2028
(認定こども園) 美咲こども園	彦成3-94	954-7222
(小規模保育事業) さんぴこ保育園	彦成1-100	960-0145
(小規模保育事業) ニチキッズ新三郷保育園	彦成4-4-17-108	950-6911
(小規模保育事業) みさとわせだ スマートスマイル保育園	早稲田2-6-6	949-6739
(小規模保育事業) 三郷中央すずらん保育園	中央1-21-9	949-0115
(小規模保育事業) MIRATZ三郷中央 第一保育園	中央1-5-15-1階	954-5735
(小規模保育事業) MIRATZ三郷中央 第二保育園	中央1-5-15-2階	954-5743
(小規模保育事業) しおどめ保育園三郷中央	中央5-30-7	953-3355

名称	所在地	電話番号
(小規模保育事業) しらゆりナーサリールーム	中央2-29-17	949-6568
(事業所内保育事業) ひまわり保育園 ※令和7年3月末に閉園予定。	市助119-1	951-5103
学校		
早稲田小学校	三郷3-2-1	952-4151
八木郷小学校	鷹野1-35-1	955-0912
戸ヶ崎小学校	戸ヶ崎3-76-1	955-0913
彦成小学校	彦倉1-133	952-1265
高州小学校	高州2-275	955-0097
吹上小学校	寄巻921-1	955-5964
桜小学校	彦成4-5-16	957-5033
鷹野小学校	鷹野3-211	955-1911
新和小学校	中央2-28-12	952-0121
幸房小学校	茂田井88	952-0211
立花小学校	彦成4-3-18	957-1266
彦糸小学校	彦成3-10-23	957-0201
前谷小学校	戸ヶ崎2-600	955-9331
高州東小学校	高州2-409	955-7711
彦郷小学校	彦成3-8-29	957-9911
丹後小学校	早稲田5-3	957-1217
前間小学校	前間197-1	958-1211
瑞木小学校	さつき平1-6-1	957-1310
南中学校	鷹野3-356	955-0550
北中学校	泉2-13-1	952-5281
栄中学校	栄4-325	952-1201
彦成中学校	彦成4-1-19	957-1201
彦糸中学校	彦成3-14-4	957-1215
前川中学校	栄5-141	953-4401
早稲田中学校	彦成5-56	958-1231
瑞穂中学校	大広戸1001	957-3355
県立三郷高等学校	花和田620-1	953-0021
県立三郷北高等学校	大広戸808	952-0151
県立三郷工業技術高等学校	彦成3-325	958-2331
県立三郷特別支援学校	駒形56	952-1205
教育・文化		
三郷中央におどりプラザ	中央1-14-2	948-7688
文化会館	早稲田5-4-1	957-2511
鷹野文化センター	鷹野4-70	956-9010
市立図書館・郷土資料館 (わくわくライブラリー)	谷口618-1	952-8800
早稲田図書館	早稲田5-6-15	958-1040
北部図書館	彦成3-364	958-8900
北公民館	上彦名870 (瑞沼市民センター2階)	957-0253
コミュニティセンター	戸ヶ崎2-654	955-7201
青少年ホーム	谷口570	953-1040
勤労者体育館	谷口571	953-1041
総合体育館	茂田井2	953-6121
高州地区体育館	高州3-29	956-7871

名称	所在地	電話番号
陸上競技場	泉3-4	954-2720
三郷スカイパーク	彦沢3-51-1	954-2227
東和東地区文化センター	新和3-261-2	953-0211
彦成地区文化センター	彦野1-161	958-3113
高州地区文化センター	高州3-60-1	955-6600
世代交流館 ふれあいパーク	彦成2-122-1	957-2089
瑞沼市民センター	上彦名870	950-2277
ピアラシティ 交流センター	泉2-35	954-7294
戸ヶ崎ふれあいひろば	戸ヶ崎3200-1	955-3780
ふれあいの郷下新田	高州1-112	955-8111
希望の郷交流センター	彦成3-7-19	953-9601
ららほっとみさと	新三郷ららシティ 3-1-1	959-7045
彦成小学校講堂記念館	彦倉1-133	953-5251
岩野木学校給食センター ※令和6年12月末に閉所予定。	岩野木146	953-2291
鷹野学校給食センター	鷹野3-234-2	955-1155
瑞沼学校給食センター ※令和7年1月から稼働予定。	上彦名893	—
消防・警察・救急指定病院・その他		
消防本部・消防署	中央5-45-4	952-1211
南分署	鷹野3-474	955-0911
北分署	上彦川戸886	952-2291
吉川警察署	上彦名144-3	958-0110
三郷中央駅前交番	中央1-2-3	952-2446
新三郷駅前交番	新三郷ららシティ 3-4-3	957-1626
戸ヶ崎交番	戸ヶ崎2262-4	955-7767
三郷駅前交番	三郷1-1-1	953-1664
高州交番	高州2-316-3	955-9468
三郷郵便局	中央5-2-1	0570-943- 263
三郷高州郵便局	高州1-106-4	955-6903
三郷一郵便局	三郷1-11-18	952-6901
三郷彦成郵便局	上口1-64	952-6902
三郷戸ヶ崎郵便局	戸ヶ崎2172	955-6900
みさと団地内郵便局	彦成3-7-3-101	957-1200
三郷丹後郵便局	早稲田6-1-14	957-3838
三郷天王橋通郵便局	戸ヶ崎3-49-2	956-3861
三郷さつき郵便局	さつき平2-1-2-102	951-8111
三郷市水道部	茂田井200	952-7101
三郷市商工会	花和田650-4	952-1231
JA さいかつ本店	幸房101	952-2100
三郷市斎場	茂田井15	952-5885
不燃物処理場 (粗大ごみ受付センター)	幸房1314	0120-80- 5383
みさと健和病院	鷹野4-494-1	955-7171
三愛会総合病院	彦成2-342	958-3111
三郷中央総合病院	中央4-5-1	953-1321
旧後谷小学校	後谷36-3	—



届出・証明

戸籍

☎ 市民課 戸籍係 ☎930-7700

人が生まれたり、死亡したりあるいは結婚するときには、戸籍の届出が必要になります。市民課または、希望の郷交流センター出張所で届出をしてください。

そのほか、離婚届、転籍届、養子縁組届、認知届、氏名変更届などがあります。なお、届出の際は、本人確認のためご自身を確認できる書類をご提示ください。また、戸籍の届出は、夜間や休日でも市役所警備室で受け付けています。

●戸籍に関するおもな届出 ※届出に必要なもの等、くわしくはお問い合わせください。

届出種類	届出期間	届出地	届出人	届出に必要なもの
出生届	生まれた日から14日以内 (生まれた日を含む)	本籍地、届出人の所在地、出生地のいずれかの市区町村	父または母	①出生届書(出生証明書添付) ②印鑑(任意) ③母子健康手帳:三郷市在住のかたは児童手当・こども医療費の登録申請が必要です。くわしくは、担当課にお問い合わせください(P.74参照)。
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	死亡者の本籍地、届出人の所在地、死亡地のいずれかの市区町村	①親族 ②同居者 ③死亡したところの家主、地主、家屋もしくは土地の管理人	①死亡届書(死亡診断書添付) ②印鑑(任意)
婚姻届	-	夫もしくは妻の本籍地または所在地のいずれかの市区町村	夫及び妻(成年2人の証人が必要)	①婚姻届書 ②夫及び妻の印鑑(任意) ③(未成年者のかたのみ)父母の同意書 ④本人確認書類(運転免許証、旅券等) ⑤(氏の変更があるかたのみ)マイナンバーカード(お持ちのかた)
離婚届(協議離婚の場合)	-	夫妻の本籍地または所在地のいずれかの市区町村	夫及び妻(成年2人の証人が必要)	①離婚届書 ②夫及び妻の印鑑(任意) ③本人確認書類(運転免許証、旅券等) ④(氏の変更があるかたのみ)マイナンバーカード(お持ちのかた)
転籍届	-	本籍地、新本籍地または所在地のいずれかの市区町村	筆頭者及びその配偶者	①転籍届書 ②筆頭者及び配偶者の印鑑(任意)

住所変更

☎ 市民課 市民係 ☎930-7701

届出の受け付けは、月～金曜日(祝休日を除く)及び日曜日(※1)の午前8時30分～午後5時15分となります。引っ越しなど住所の変更があるときは、届出が必要になります。市民課または、希望の郷交流センター出張所で届出をしてください。なお、届出をされるかたは、本人確認のためご自身を確認できる書類を提示してください。

(※1)原則、第2・4・5日曜日に住所変更を受け付けています(市民課のみ)。日曜窓口の開庁日は市ホームページをご確認いただくか、市民課までお問い合わせください。

●住所変更に関する届出

届出種類	届出期間	届出人(注)	届出に必要なもの
転入届(市外→三郷市)	転入した日から14日以内	本人または世帯主もしくは同じ世帯のかた	①窓口に来るかたの本人確認書類等 ②印鑑 ③転出証明書(前住所地で発行) ④マイナンバーカード・住民基本台帳カード(お持ちのかた) ⑤健康保険被保険者証と金融機関の口座番号がわかるもの(中学校終了前までのお子さんがいるかた) ⑥在留カード等(外国籍のかた) ※パスポートのあるかたはお持ちください。
転出届(三郷市→市外)	新住所に移る前または、転出後14日以内	本人または世帯主もしくは同じ世帯のかた	①窓口に来るかたの本人確認書類等 ②印鑑 ③マイナンバーカード・住民基本台帳カード(お持ちのかた) ④国民健康保険被保険者証(加入者) ⑤後期高齢者医療被保険者証(加入者) ⑥介護保険被保険者証(加入者) ⑦こども医療費受給資格証(受給者) ⑧印鑑登録証(登録者) ⑨在留カード等(外国籍のかた) ※パスポートのあるかたはお持ちください。
転居届(三郷市→三郷市)	転居した日から14日以内	本人または世帯主もしくは同じ世帯のかた	①窓口に来るかたの本人確認書類等 ②印鑑 ③マイナンバーカード・住民基本台帳カード(お持ちのかた) ④国民健康保険被保険者証(加入者) ⑤後期高齢者医療被保険者証(加入者) ⑥介護保険被保険者証(加入者) ⑦こども医療費受給資格証(受給者) ⑧在留カード等(外国籍のかた) ※パスポートのあるかたはお持ちください。

(注)やむを得ず、本人または世帯主もしくは同じ世帯のかた以外のかた(代理人)が手続きされる場合は、「委任状」が必要です。

印鑑登録

☎ 市民課 市民係 ☎930-7701

市民課または、希望の郷交流センター出張所で登録できます。

※日曜日の印鑑登録の手続きは、市民課のみ行っています。

印鑑を登録するとき

(1)本人が申請するとき

登録する印鑑、官公署で発行した顔写真付きの本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証、旅券、住民基本台帳カードなど)をご用意ください。もしくは、三郷市に印鑑登録をしているかたで保証人となるかたがいる場合は、即日登録できます。これらの書類がないかたは、照会書方式での手続きとなります。即日登録はできませんので日数を要します。

(2)代理人が申請するとき

登録する印鑑、登録するかたからの委任状等が必要です。なお、照会書方式での手続きとなりますので登録に日数を要します。

登録できる印鑑

印影の大きさが一辺8mm以上の正方形に収まらず、25mmの正方形に収まる大きさです。印材は良質で変形しにくいものです。文字は住民基本台帳に記録されている氏名または通称等です(通称は、外国人のかたが住民票に登録している場合のみです)。

登録した印鑑を廃止・改印するとき

廃止するときは登録している印鑑と印鑑登録証を用意して手続きしてください。改印するときは印鑑登録を廃止し、再度印鑑登録が必要です。

印鑑登録証や印鑑が紛失・盗難に遭ったとき

市民課または希望の郷交流センター出張所で、印鑑登録の廃止の手続きをしてください。

証明書

☎ 市民課 市民係 ☎930-7701

市民課、希望の郷交流センター出張所及び各連絡所で各種証明書の交付を請求(申出)できます。請求(申出)されるかたは本人確認のため、ご自身を確認できる書類をご提示ください。なお、マイナンバーカードをお持ちのかたは、コンビニで取得することができます。

三郷市の戸籍全部事項・個人事項証明書(戸籍謄本・抄本)が必要なとき

本人または同じ戸籍のかた等が請求できます。代理人が請求される場合は、代理人の本人確認のための書類、委任状が必要です。

登録の手続き方法

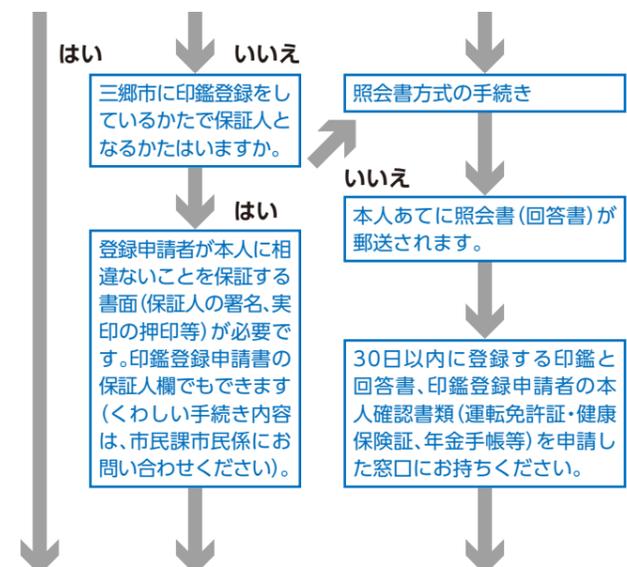
☎ 市民課 市民係 ☎930-7701

本人が登録申請をする場合

官公署発行の顔写真付きの本人確認書類をお持ちですか?
(例)マイナンバーカードや運転免許証、旅券、住民基本台帳カード等

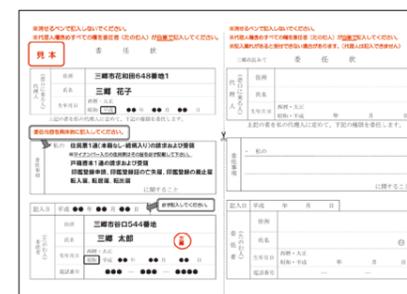
代理人が登録申請をする場合

登録する本人の印鑑と本人からの委任状等を用意してください。くわしい手続き内容は、市民課市民係にお問い合わせください。



その日に登録できます。印鑑登録証を交付します。

手続き後、印鑑登録証を交付します。



※すでに印鑑登録しているかたが改印や印鑑登録証の紛失等で、登録し直す場合は、登録廃止の委任状も必要です。

他市区町村の戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)が必要なとき

本人、配偶者、直系尊属(祖父母、父母等)、直系卑属(子、孫等)が請求できます。請求の際は顔写真付き本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)が必須です。委任状による代理人請求や第三者請求、郵送請求はできません。戸籍個人事項証明書や戸籍抄本は請求できません。

▶**取扱時間** 月～金曜日の午前8時30分～午後4時30分
※日曜開庁時の窓口での取り扱いはありません。

▶**取扱窓口** 市民課(市役所1階)
三郷市パスポートセンター
※パスポート申請用の戸籍全部事項証明書のみ。

住民票の写しが必要なとき

本人または同一世帯員等が請求できます。代理人が請求する場合は代理人の本人確認のための書類、委任状が必要です。第三者(本人または同一世帯員以外)が申し出する場合は、自己の権利を行使、または自己の義務を履行するため住民票の記載事項を確認する必要がある場合や、国や地方公共団体の機関に提出する必要がある場合など、住民票の記載事項を利用する正当な理由があるかたに限り申し出ができます。審査をするために疎明資料などの提示または提出が必要です。

印鑑登録証明書が必要なとき

印鑑登録証が必要です。

証明手数料

種 類	手数料	
戸籍関係	戸籍全部事項・個人事項証明書(戸籍謄本・抄本)	各1通 450円
	除籍(改製原戸籍)謄本・抄本	各1通 750円
	受理証明書	1通 350円
	受理証明書(上質紙)	1通 1,400円
	戸籍電子証明書提供用識別符号	1件 400円
	除籍電子証明書提供用識別符号	1件 700円
住民記録関係	住民票の写し	1通 300円
	広域交付の住民票の写し	1通 300円
	除住民票の写し	1通 300円
	戸籍の附票	1通 300円
	閲覧	1人を閲覧することにつき 300円
印鑑登録関係	印鑑登録証明書	1通 300円
	印鑑登録	1件 300円
諸証明	身分証明書	1通 300円

日曜業務

市民課では、原則第2・4・5日曜日に下記の業務を行っております。

▶取扱時間 午前8時30分～午後5時15分

※日曜業務の開庁日は市ホームページをご確認いただくか、市民課までお問い合わせください。
※機器の保守点検のため臨時に休む場合があります。

▶本人確認について

お手続き時に窓口で本人確認を行いますので、ご自身を確認できる書類をお持ちください。

取り扱い内容	市民課
三郷市の戸籍全部事項・個人事項証明書(戸籍謄本・抄本)の交付	●
住民票の写しの交付	●
印鑑登録証明書の交付	●
印鑑登録(希望の郷交流センター出張所で申請した照会書による登録を除く)	●
母子健康手帳の交付	●
住所変更・戸籍届出の受付	●

●出張所・連絡所

☎市民課 市民係 ☎930-7701
希望の郷交流センター出張所 ☎957-2121

希望の郷交流センター出張所(取り扱い内容)

住所変更、戸籍届出、印鑑登録、国民健康保険の加入脱退、母子健康手帳の交付、交通災害共済の加入や請求などの手続きと証明書の請求・交付ができます。

▶取扱時間

月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分
※土・日曜日、祝休日及び年末年始(12月29日～1月3日)は休所となります。
※希望の郷交流センターの駐車場が利用できます。

連絡所

証明書の請求・交付ができる連絡所が、市内3か所にあります。

▶取扱時間

月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分
※土・日曜日、祝休日及び年末年始(12月28日～1月4日)は休所となります。
※機器の保守点検のため臨時に休む場合があります。連絡所のある施設が休館日(ただし、早稲田図書館の休館日を除く)のときは、連絡所も休所となります。臨時休館日は広報みさと最新号でご確認ください。

連絡所名	所在地	電話番号
早稲田連絡所	早稲田図書館内	958-4822
戸ヶ崎連絡所	コミュニティセンター内	956-9066
鷹野連絡所	鷹野文化センター内	956-3477

取扱業務

取り扱い内容	希望の郷交流センター出張所	各連絡所
三郷市の戸籍全部事項・個人事項証明書(戸籍謄本・抄本)の交付	●	●
住民票の写しの交付	●	●
印鑑登録証明書の交付	●	●
市税に関する証明書の交付	●	●

取り扱い内容	希望の郷交流センター出張所	各連絡所
戸籍(出生・死亡・婚姻・離婚等)関係各種届出	●	×
住民記録に関する届出	●	×
印鑑登録	●	×
国民健康保険の資格取得・喪失など	●	×
国民年金の資格取得・喪失など	●	×
後期高齢者医療保険の資格取得・喪失など	●	×
介護保険の資格取得・喪失など	●	×
母子健康手帳(母子手帳)の交付	●	×
こども医療費(旧乳幼児医療費)受給資格登録申請の受付	●	×
児童手当申請の受付	●	×
小・中学校転入学通知書の発行	●	×
死体埋火葬許可証・改葬許可証及び斎場利用許可証の交付	●	×
交通災害共済の加入申し込み及び見舞金の支給の受付	●	×
こども・ひとり親家庭等・重度心身障害者医療費支給申請書の預り	●	●

●斎場

ご家族に不幸があったとき、宗教や宗派にかかわらず、通夜、告別式を三郷市斎場で行うことができます。

- ・火葬については、どなたでも利用できます。
- ・通夜、告別式での斎場利用は、亡くなったかたまたは葬儀等を主宰するかたが三郷市の住民基本台帳に記録されている場合に限りです。安置室の利用も同様です。
- ・三郷市では霊柩車の取り扱いはございません。
- ・三郷市ではペットの火葬は行っておりません。

三郷市斎場の利用方法

☎斎場 ☎952-5885
市民課 戸籍係 ☎930-7700

- ① 三郷市斎場利用の予約(三郷市斎場または市民課)
- ② 死亡の届出(市民課)
- ③ 三郷市斎場利用の許可申請手続き(三郷市斎場または市民課)

※くわしくは、お問い合わせください。
市役所警備室では、斎場利用に関するお問い合わせはできません。

三郷市斎場までのご案内

☎斎場 ☎952-5885

▶交通のご案内

●電車

JR武蔵野線「三郷駅」・つくばエクスプレス「三郷中央駅」下車→バス(マイスカイ交通または京成タウンバス)「総合体育館前」下車(約8分)→徒歩3分

●車

- ・首都高速・常磐道→三郷(東)出口から約5分出口を降り1つ目の信号(花和田)を左折2つ目の信号を左折し、1つ目の信号の先左側

三郷市の市外局番は048です。

- ・外環自動車道(外回り)→外環三郷西出口から約7分出口を降り国道298号線を直進3つ目の信号(下水処理センター西)を左折
- ・外環自動車道(内回り)→三郷中央出口から約5分出口を降り1つ目の信号(花和田)を右折2つ目の信号を左折し、1つ目の信号の先左側

▶お願いと注意事項

- ・棺の中には、プラスチック製品、陶磁器、ガラス製品、金属類や大量の衣類を入れないでください。また、ペースメーカー等体内医療品を使用されているときは、必ず事前にお申し出ください。
- ・ご遺骨の引き取りは、お受けできません。
- ・火災予防上、火気の取り扱いには十分ご注意ください。午後9時以降の火気、灯明、線香の使用はできません。また、通夜利用者は宿泊者を除き、午後9時には退館願います。
- ・火葬棟でのビデオ・写真等の撮影は固くお断りします。
- ・館内は禁煙となっておりますので、喫煙は所定の場所でお願います。
- ・斎場職員への菓子折り等(お酒・煙草含む)の心付けは固くお断りします。
- ・危険物、動物等の持ち込みはお断りします。
- ・式場、駐車場等での盗難・事故等については一切責任を負いませんので、十分ご注意ください。
- ・待合室内での湯茶の接待は、セルフサービスになっておりますので、ご協力ください。また、使用したテーブル、座布団等は、所定の場所に後片付けをお願いします。
- ・持ち込まれた仕出し、飲み物等のごみはお持ち帰りください。
- ・花輪は設置できません。
- ・斎場の休場日は1月1日・2日です。

●おくやみコーナー

☎三郷市おくやみコーナー ☎930-7713

三郷市民が亡くなった際に遺族が市役所で行う手続きをワンストップでスムーズに行うコーナーです。
※相続や不動産に関する相談は、広報みさとに掲載されている無料相談をご利用ください。

▶特徴

- ① 市役所での主な手続きについて、窓口を移動することなく、ワンストップで完了できます。
- ② 事前予約をすることで、手続きの漏れを防ぐことができます。
- ③ 一部の書類において、亡くなられたかたの住所・氏名など基本的な情報をあらかじめ申請書に印字するため、書類の記入を省略できます。
- ④ 専用ブースで安心して相談できます。
1日4枠(平日午前9時～、午前10時30分～、午後1時30分～、午後3時～)
- ⑤ 本人確認などの確認事項が各窓口ではなく、1度で済みます。



保険・年金・税金

▶予約方法 電話での予約が必要です。

☎930-7713(直通)

●受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (土日祝日・年末年始を除く)

※予約は来庁予定日の3開庁日前までですが、手続きの確認に日数がかかることがありますので、1週間前の予約をお勧めします。

▶場所 三郷市役所1階(市民課戸籍係)

●パスポート

☎三郷市パスポートセンター
☎953-1122



※令和6年10月1日現在の情報です。令和7年3月24日から、法令改正により一部変更が生じる予定です。

三郷市パスポートセンター

三郷市内に在住のかたを対象にパスポートの申請・交付事務を行っています。勤務先や通学先などの関係から三郷市パスポートセンターでの申請が難しい場合は、お問い合わせください。

※「申請書」は、パスポートセンターでのみ配布しています。「旅券(パスポート)の申請案内」は、三郷市パスポートセンター、市役所、希望の郷交流センター出張所、各連絡所にあります。「ダウンロード申請書」については、外務省ホームページをご覧ください。「電子申請」については、埼玉県パスポートセンターホームページをご覧ください。

●受付時間

	曜日	時間	場所
申請	月～金	午前9時～ 午後4時30分	三郷市 パスポートセンター
受取	月～金・日		

※土曜日、祝休日、年末年始(12月29日～1月3日まで)は休業日です。また、三郷中央におどりプラザ休館日も休業日となります。※三郷市パスポートセンターは令和元年8月に三郷中央におどりプラザ(中央1-14-2)へ移転しました。

●申請できるかた

日本国籍を有し次に該当するかた

- (1) 三郷市に住民登録をしている
- (2) 学生や単身赴任などで埼玉県外に住民登録をされていて、三郷市に住んでいる(居所申請の必要書類等については、お問い合わせください)
- (3) 海外からの一時帰国者(三郷市内に滞在)

※申請書の代理提出の場合は、申請者ご本人が記入しなければならない事項があるので、事前にお問い合わせください。

※(2)(3)に該当するかたは、代理提出はできません。

●申請に必要な書類(新規・切替)

一般旅券発給申請書 1通	10年有効旅券と5年有効旅券で申請書が異なります。未成年者は5年有効旅券のみの申請となります。
戸籍謄本 (全部事項証明書) 1通 (最新の記載内容で 提出前6か月以内に 発行されたもの)	有効旅券を持ち、氏名・本籍(都道府県名)に変更がないかたは省略できます。 ※同一戸籍内にある2人以上のかたが同時に旅券の申請をする場合は、1通とすることができます。 ※三郷市パスポートセンターで、パスポート申請に必要な戸籍を取得できます(本籍地が三郷市以外の場合、マイナンバーカード等顔写真付証明書が必要です)。

写真 1枚 (提出前6か月以内に 撮影したもの) ※写真は申請書に貼らず にお持ちください。	三郷中央におどりプラザ内の証明写真機をご利用いただけます。規格外または不適当な写真は、撮り直しが必要となります。 ・縦4.5cm×横3.5cm(頭頂からあごまで3.2cm～3.6cm) ・無帽、無背景、影がないもの。 ・カラー・白黒は問いません。 ※規格など、くわしくは、外務省ホームページ「旅券用提出写真のお知らせ」、「旅券の申請案内」をご覧ください。
本人確認の書類 (有効な原本、 コピーは不可)	①次の内1点を持参してください。日本国旅券(失効後6か月以内のものを含む)、運転免許証、マイナンバーカード(個人番号カード)、写真付き住民基本台帳カードなど ②①が持参できない場合は健康保険証、年金手帳、学生証など2点必要です。くわしくは三郷市パスポートセンターへお問い合わせいただくか、「旅券の申請案内」をご確認ください。代理人が申請書を提出する場合は、代理人と本人の分が、それぞれ必要です。
前回取得した旅券	有効な旅券をお持ちのかたは、有効旅券を提示しないと申請ができません。失効している場合でも、前回の旅券をお持ちください。

※残存有効期間同一申請や紛失等の届出を行う場合は、必要な書類等について、お問い合わせください。

●パスポートの受取

受取は年齢に関係なく必ずご本人が窓口にお越しください。代理での受け取りはできません。申請時にお渡しする「パスポート受領証(引換証)」と手数料(現金とキャッシュレス決済手段)をお持ちください。

申請区分	手数料	内 訳	
		国手数料	埼玉県手数料
10年旅券	16,000円	14,000円	2,000円
5年旅券	11,000円	9,000円	2,000円
※12歳未満	6,000円	4,000円	2,000円
残存有効期間 同一旅券	6,000円	4,000円	2,000円

※「年齢計算に関する法律」(明治35年法律第50号)により、年齢は誕生日の前日に1歳加算されます。手数料の減額措置は、12回目の誕生日の前々日までに申請を行ったかたに適用されます。

※お受け取りの際、上記手数料を収入印紙とキャッシュレス決済で納付していただきます。収入印紙は三郷市パスポートセンターで販売しています。

●申請から受取までの標準期間

申請の種類	受取までの標準期間
新規・切替申請	6日目以降
残存有効期間同一申請	

※いずれも土・日曜日、祝休日、年末年始を含まない営業日数。

●国民健康保険

国民健康保険(国保)は、ほかの健康保険に加入していない75歳未満のかたに医療を保障する保険で、主に次のかたが該当します。

- ・自営業者
- ・農業・漁業従事者
- ・退職などで職場の健康保険をやめたかた
- ・パート・アルバイトなどで、職場の健康保険に入っていないかた
- ・住民登録された外国籍のかた

国民健康保険の手続き

☎国保年金課 保険税係 ☎930-7703

下記のようなときには、必ず14日以内に手続きをしてください(いずれも本人確認できるもの、マイナンバー(個人番号)がわかるものをお持ちください)。

	こんなときは手続きが必要です	手続きのときに お持ちいただくもの
加入するとき	他の市区町村から転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書
	職場の健康保険を脱退したとき	職場の健康保険を脱退した証明書
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でなくなった日がわかる証明書
	子どもが生まれたとき	保険証、母子健康手帳
脱退するとき	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	外国籍のかたが加入するとき	在留カード
	他の市区町村へ転出するとき	保険証
	職場の健康保険に加入したとき、または職場の健康保険の被扶養者になったとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証(後者が未交付の場合は加入したことを証明するもの)
	国保の被保険者が死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書

	こんなときは手続きが必要です	手続きのときに お持ちいただくもの
その他	市内で住所が変わったとき	
	世帯主や氏名が変わったとき	保険証
	世帯が分かれたり、一緒になったとき	
	修学のため、別に住所を定めるとき	保険証、在学証明書
	保険証をなくしたとき(あるいは汚れて使えなくなったとき)	家族の保険証や使えなくなった保険証等

国民健康保険税

☎国保年金課 保険税係 ☎930-7703

国民健康保険税は、加入者の前年中の所得や加入者の人数などにより計算します。医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分を別々に計算し、合計額を国民健康保険税として納税します。

①医療保険分(基礎課税額)

国民健康保険加入者の医療費等に使います。加入者全てについて計算します。

②後期高齢者支援金分(後期高齢者支援金等課税額)

後期高齢者医療制度の支援に使います。加入者全てについて計算します。

③介護保険分(介護納付金課税額)

介護保険のための納付金に使います。40～64歳までの加入者について計算します。

④納税の方法

国民健康保険税は、特別徴収(年金から天引き)と普通徴収の方法により納税します。特別徴収は、加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯で、世帯主の年金額が一定以上の場合です。それ以外は普通徴収になります。普通徴収の納税は毎年7月から翌年2月までの8回払いです。保険税納税通知書に記載されている金融機関などで納めてください(納め忘れのない口座振替をご利用ください)。



保険・年金・税金

国民健康保険の給付

☎ 国保年金課 保険給付係 ☎930-7702

療養給付(病気やけがをしたとき)

健康保険を取り扱う病院などで診療を受けるとき、保険証を提示すれば、医療費の自己負担割合に応じた自己負担額を支払うだけで診療を受けることができます。自己負担割合は次のとおりです。

- ・就学児以上70歳未満…3割
- ・未就学児…2割
- ・70歳以上75歳未満…2割または3割

療養費

急病などで保険証を持たずに診療を受けたときや、治療用補装具を購入した場合は、いったん全額の医療費を支払い、申請により自己負担割合を除いた額を支給します。

高額療養費

同じ月内に支払った一部負担金が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分が申請により払い戻されます。

高額介護合算療養費

健康保険と介護保険の両方の自己負担額を合算し、年間の自己負担限度額を超えた分を支給します。

出産育児一時金

被保険者の出産時に支給します。妊娠12週(85日)以降であれば、死産・流産でも支給されます。
※原則として、国保から医療機関などに直接支払われます(直接支払制度)。

葬祭費

被保険者が亡くなったとき、葬祭を行ったかたに支給されます。

移送費

医師の指示により、緊急時にやむを得ず重病人の入院や転院などの移送に費用がかかったときで、申請して国保が必要と認められた場合に支給されます。

国民健康保険の給付を受けるとき

☎ 国保年金課 保険給付係 ☎930-7702

以下の給付を受けるときには、申請が必要です(いずれも本人確認できるもの、マイナンバー(個人番号)がわかるものをお持ちください)。

療養費	<ul style="list-style-type: none"> ・保険証 ・領収書 ・振込先口座のわかるもの ・診療報酬明細書(レセプト)(急病などで、いったん全額の医療費を支払った場合) ・医師の証明書(治療用補装具を購入した場合)
高額療養費	<ul style="list-style-type: none"> ・保険証 ・領収書 ・振込先口座のわかるもの
高額介護合算療養費	<ul style="list-style-type: none"> ・保険証 ・介護保険被保険者証 ・振込先口座のわかるもの ・自己負担額証明書(基準対象期間に三郷市国民健康保険以外の健康保険にも加入していたかたのみ)
出産育児一時金	<ul style="list-style-type: none"> ・保険証 ・領収書 ・振込先口座のわかるもの
葬祭費	<ul style="list-style-type: none"> ・保険証 ・葬儀費用の領収書(もしくは会葬礼状) ・振込先口座のわかるもの
移送費	<ul style="list-style-type: none"> ・保険証 ・領収書(移送内容がわかるもの) ・医師の意見書 ・振込先口座のわかるもの

※振込先は世帯主となります(葬祭費は葬祭を行ったかた)。

国民健康保険人間ドック受診費用の助成

☎ 国保年金課 保険給付係 ☎930-7702

生活習慣病の予防やその他の病気等の早期発見を目的として、人間ドックを受けられたかたに対して受診費用の一部を助成します。

国民健康保険指定保養所の利用補助

☎ 国保年金課 保険給付係 ☎930-7702

市が指定する宿泊施設を利用する場合、一年度1泊を限度として、1泊につき大人3,000円、小人(3歳から小学生まで)1,500円を宿泊料から差し引く利用券を交付します。

後期高齢者医療制度

☎ 国保年金課 高齢者医療係 ☎930-7789

75歳以上のかた及び65歳~74歳で一定の障がいがあり、広域連合の認定を受けているかたを対象に、埼玉県後期高齢者医療広域連合が実施している医療制度の各種申請の受付、相談、保険料の徴収を行います。

後期高齢者人間ドック受診費用の助成

生活習慣病の予防やその他の病気等の早期発見を目的として、人間ドックを受けられたかたに対して受診費用の一部を助成します。

後期高齢者医療指定保養所の利用補助

市が指定する宿泊施設を利用する場合、一年度1泊を限度として、1泊につき3,000円を宿泊料から差し引く利用券を交付します。

国民年金

☎ 国保年金課 年金係 ☎930-7704

国内に住所のある20歳以上60歳未満のかた(第2号・第3号被保険者を除く)は、必ず国民年金に加入することになっています。

国民年金保険料

国民年金保険料は、保険料の納付書に記載されている金融機関やスマホ決済などで納付期限までに納付してください。また、納付には、便利な口座振替やクレジットカード、割引のある2年前納や1年前納、半年前納等をご利用ください。なお、保険料の納付が困難なかたは免除等の制度がありますので、ご相談ください。

国民年金受給の種類

老齢基礎年金

保険料を納付した期間または免除期間等を合わせて10年以上のかたに65歳から支給されます。

障害基礎年金

20歳までに病気やけがで重い障がいになったとき、または初診日前に保険料を納めた期間が加入期間の3分の2以上あるか初診日の2か月前までの1年間に保険料の滞納がないかたが病気やけがで重い障がいになったときに支給されます。

寡婦年金

保険料を納めた期間(免除を含む)が10年以上ある夫が死亡し、そのときまでに10年以上の婚姻期間がある妻に、60歳~65歳までの間支給されます。

遺族基礎年金

保険料を納めた期間が加入期間の3分の2以上あるかた、死亡日の2か月前までの1年間に保険料の滞納がないかたまたは、保険料を納付した期間及び免除期間等を合わせて25年以上のかたが死亡した場合に、そのかたの収入で生活していた18歳到達年度の末までにある子か、20歳未満で1級・2級の障がいがある子のいる、配偶者またはその子に支給されます。

死亡一時金

保険料を3年以上納めたかたが老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれも受けずに死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受けられないときに支給されます。

特別障害給付金

平成3年3月以前の学生や昭和61年3月以前の会社員などの配偶者で、国民年金任意加入対象で任意加入していなかった期間内に初診日があり、障害基礎年金の1級・2級相当の障がいの状態にあるときに支給されます。

国民年金被保険者の種類

第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
自営業者・学生など、2号、3号被保険者以外のかた	厚生年金に加入している会社員、公務員など	第2号被保険者に扶養されている配偶者
加入手続きは国保年金課年金係へ	加入手続きは勤務先が行います。	加入手続きは配偶者の勤務先を経由して届出
保険料は日本年金機構から送付される納付書により自分で納めます。	保険料は厚生年金でまとめて費用を負担しますので個別に国民年金の保険料を納める必要はありません。	保険料は配偶者(第2号被保険者)の加入している年金制度が負担しますので、本人が納める必要はありません。

- ・任意加入…60歳以上のかたで年金受給資格(10年)が不足しているかた、または未納期間があり年金額を増やしたいかた、海外に在住している65歳未満の日本国籍のかたなどは希望によって任意加入被保険者として加入することができます。

産前産後期間の保険料免除

国民年金第1号被保険者が出産される場合、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。多胎の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

出産日が平成31年2月1日以降の人が対象で、出産予定日の6か月前から申請可能です。

※「出産」とは、妊娠85日(4か月)以上の分娩をいい、死産、流産、早産されたかたを含みます。

- ▶ねんきん加入者ダイヤル……………☎0570-003-004
- ▶越谷年金事務所……………☎960-1190

● 市・県民税(国税の森林環境税を含みます)

☎ 市民税課 市民税係 ☎930-7706

市・県民税は、1月1日現在に住所がある市町村で前年中(1月1日～12月31日)の所得に対して課税されますので、年の途中で他の市町村に転出したとしても、課税する市町村は変わりません。市・県民税は、県民税及び森林環境税を含めて課税された市町村に納税していただくことになります。

市・県民税の申告

1月1日現在、三郷市に住んでいるかたは市・県民税の申告が必要です。申告は、3月15日までです。

なお、次のかたは申告する必要がありません。

- ①所得税の確定申告をしたかた
- ②給与以外の所得がなく、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されているかた
- ③公的年金等以外の所得がないかた

均等割・所得割と森林環境税

市・県民税には、納税義務者の所得金額が一定以上の場合、一律の税額を負担する均等割と、納税義務者の所得金額を基礎として負担する所得割があります。

また、令和6年度から国税の森林環境税(1人年額1,000円)が導入され、均等割と併せて課税されます。

納付の方法

▶ 普通徴収

個人事業者や毎月の給与から市・県民税を差し引くことができないかたは、市から本人に送付される納税通知書及び納付書で、納期限内に納付してください。

▶ 給与特別徴収

給与所得のあるかたは、市から給与支払者あてに特別徴収税額通知書及び納入書が送付され、毎月の給与から市・県民税が差し引きされます。

▶ 年金特別徴収

4月1日現在65歳以上の公的年金等受給者で年金収入に係る市・県民税の納税義務があるかたは、年6回の年金受給の際に、年金収入に係る市・県民税が年金から差し引きされます。

● 軽自動車税(種別割)

☎ 市民税課 諸税係 ☎930-7707

4月1日現在、バイクや軽自動車などを持っているかたに課税される税金です。納税通知書を毎年5月に郵送します。納期は5月末日(末日が土日の場合は翌平日)です。

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車の登録

原動機付自転車(125cc以下)や小型特殊自動車(フォークリフト・トラクターなど)を購入したり、譲り受けたりしたときは、市民税課でナンバープレートの交付を受けてください。

▶ 届出に必要なもの

- ①販売証明書(譲渡の場合は譲渡証明書)
- ②届出人の本人確認ができるもの(免許証等)
※同一世帯の親族以外のかたが届出の場合は要委任状。

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車の廃車

原動機付自転車(125cc以下)や小型特殊自動車(フォークリフト・トラクターなど)を廃棄・譲渡、または転出するときは市民税課にナンバープレートを返納してください。

▶ 届出に必要なもの

- ①ナンバープレート
- ②標識交付証明書(ない場合でも手続きは可能です)
- ③届出人の本人確認ができるもの(免許証等)
※同一世帯の親族以外のかたが届出の場合は要委任状。
 - ・譲渡するとき、譲受人が引き続き登録の手続きをする場合は、上記の他に譲渡証明書が必要です。
 - ・盗難の場合、盗難届内容のメモ(警察署名、届出日、受理番号)をお持ちください。

その他お問い合わせ先

▶ 125ccを超えるバイク

埼玉運輸支局 春日部自動車検査登録事務所
☎050-5540-2028

▶ 四輪・三輪の軽自動車

軽自動車検査協会 埼玉事務所 春日部支所
☎050-3816-3113

● 固定資産税・都市計画税

☎ 資産税課 土地係 ☎930-7708

☎ 資産税課 家屋係 ☎930-7709

☎ 資産税課 償却資産係 ☎930-7717

固定資産税は毎年1月1日現在、市内に土地・家屋・償却資産(機械・器具・備品等の事業用資産)を所有するかたに課税されます。

都市計画税は毎年1月1日現在、市内の市街化区域内にある土地・家屋を所有するかたに課税されます。

土地や家屋の評価額は総務大臣が定める固定資産評価基準により決定し、償却資産は申告に基づき決定します。この評価額が原則として税額を算出するための課税標準額となります。税率は固定資産税が1.4%、都市計画税が0.15%となります。

毎年5月に納税通知書を発送します。5月、7月、12月、2月と年4回に分け、固定資産税と都市計画税を合わせて納めていただきます。

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧制度

納税者のかたは、自己所有以外の土地・家屋の評価額と比較することによって、自己所有の土地・家屋の評価額が適正かどうかを確認できます。縦覧期間は、4月～5月末日(末日が土・日曜日の場合は翌平日)までです。

固定資産課税(補充)台帳兼名寄帳の閲覧制度

納税義務者のかたは、自己所有の土地・家屋・償却資産について、固定資産課税(補充)台帳兼名寄帳を閲覧できます。借地借家人のかたは、借地借家に該当する土地・家屋の固定資産課税台帳を閲覧できます。

▶ 縦覧・閲覧できる場所・時間

資産税課(1階9番窓口)・午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝休日を除く)

▶ 必要なもの

- ・個人…マイナンバーカード・運転免許証等の本人を確認できる書類。
※相続人のかたは戸籍謄本等、借地借家人のかたは当該契約書等も必要です。
※本人以外のかたが来られる場合は委任状が必要です。
- ・法人…当該法人代表者からの委任状。

● 市税に関する各種証明と閲覧

市・県民税の課税(所得)証明書、非課税証明書	➡ 市民税課
法人営業届出済証明書 個人(営業・廃業)届出済証明書	
評価証明書、公課証明書、住宅用家屋証明書等 固定資産課税台帳、名寄帳の閲覧	➡ 資産税課
納税証明書 (市・県民税、法人市民税、 固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、 国民健康保険税)	➡ 収納課

▶ 手数料

証明書 各1枚300円
住宅用家屋証明書 1件1,300円
閲覧 1回300円

▶ 受付場所

- ・市役所1階9番窓口
- ・希望の郷交流センター出張所
- ・早稲田連絡所
- ・鷹野連絡所
- ・戸ヶ崎連絡所

※閲覧の受付は市役所のみです。

※各種証明書を請求されるかたは、マイナンバーカード・運転免許証等の本人を確認できる書類をご提示ください。

※市・県民税の課税(所得)証明書と非課税証明書のみ、コンビニエンスストア等で、マイナンバーカードを利用して取得できます。その場合の手数料は1枚100円です。

● 県税や国税のことは

自動車税や事業税、不動産取得税などの県税についての問い合わせ

☎ 越谷県税事務所 ☎962-2191

所得税や相続税、贈与税などの国税についての問い合わせ

☎ 越谷税務署 ☎965-8111





高齢者福祉

● 地域包括支援センター

☎ 長寿いきがい課 地域包括係 ☎930-7793

高齢者が住み慣れた地域で生活し続けられるように、主任ケアマネジャー・保健師・社会福祉士が生活や介護など(認知症のかたの相談、高齢者虐待の相談も含む)について、相談に応じます。

みずぬま	上彦名870 (瑞沼市民センター3階)	午前8時30分～ 午後5時15分 (月～金曜日)	☎950-3322
早稲田	早稲田 7-1-7(2階)	午前8時45分～ 午後5時10分 (月～金曜日) 午前8時45分～ 午後0時30分 (土曜日)	☎950-3201
ひこなり北	彦成 3-7-7-104	午前9時～午後5時 (月～金曜日)	☎950-6777
みさと中央	新和2-375	午前8時30分～ 午後5時30分 (月～金曜日)	☎949-0090
みさと南	鷹野5-555 (たかの医療福祉会館1階)	午前9時～午後5時 (月～金曜日)	☎956-8813
しんわ	新和5-244	午前8時30分～ 午後5時30分 (月～金曜日) 午前8時30分～ 午後0時30分 (土曜日)	☎949-5522

※指定がない土・日曜日、祝日は休み。

● 認知症になっても暮らしやすいまちづくり

☎ 長寿いきがい課 地域包括係 ☎930-7793

認知症初期集中支援チーム

☎ お近くの地域包括支援センター

原則40歳以上で在宅生活をしている認知症またはその疑いがあるかた等を対象に、専門職が病院受診調整や介護サービスの利用支援、ご家族への助言など、医療や介護に繋げていくための支援を集中的に行います。

在宅医療・連携拠点

☎ 長寿いきがい課 地域包括係 ☎930-7793

在宅医療を希望するかたへ往診医やケアマネジャーなどの情報提供、病気や介護に関する相談を受け付けます。

三郷市在宅医療・ 介護連携サポート センター	谷口 544	午前9時～午後5時 (月～金曜日)	☎949-6119
------------------------------	-----------	----------------------	-----------

認知症カフェ

認知症のかたやそのご家族、認知症に関心のあるかたなどが、交流できる場です。

名称	会場	開催日	連絡先
地域で共に 生きるナノ オレンジ カフェ	戸ヶ崎 2193-1	第4木曜日 午前10時～正午	☎956-2224
オレンジ カフェ	彦成3-7-9-1	第3土曜日 午前10時～正午	☎090- 8568-6953
レインボー さろん	彦成 4-4-17-103	第1・3月曜日 午後1時30分～ 3時30分	☎950-8208

名称	会場	開催日	連絡先
カフェ おあしす	鷹野4-269	第2木曜日 午前10時～正午 第4火曜日 午後2時～ 3時30分	☎956-0065
オレンジカフェ ～縁 ゆかり～	上彦名870	第2土曜日 午前10時～正午	☎953-6161
グリーン カフェ	新和5-156-1	第3日曜日 午後1時30分～ 3時30分	☎953-1211

認知症サポーター養成講座

認知症について正しく理解し、認知症のかたやその家族を温かく見守り、支援する認知症サポーターを養成します。

認知症簡易チェックサイト

認知症を簡単にチェックできるサイトを開設しています。



● 生活支援・介護予防サービス

☎ 長寿いきがい課 長寿いきがい係 ☎930-7788

各種サービス等を受けるには、申請が必要です。

見守り配食サービス

見守りが必要で日常的に食事の確保が困難なひとり暮らし高齢者等のかたに、昼食や夕食をお届けすると共に、安否確認をします(利用者負担有り)。

緊急通報システム

ひとり暮らし高齢者等のかたに、緊急通報装置を貸し出しています。急病などの時、通報ボタンを押すだけで24時間救助を呼ぶことができます(利用者負担有り)。

老人福祉電話

安否確認や緊急連絡等のために電話を必要とするひとり暮らし高齢者等のかたに、電話を貸し出しています(所得制限有り)。

訪問理美容サービス

介護保険法の要介護状態区分が4または5で、理美容店に行くことが困難な65歳以上のかたに、年2回自宅に訪問して調髪・ヘアカッティング等を行います。

紙おむつ支給

65歳以上で常時失禁状態にあり紙おむつを必要とする介護保険法の要介護状態区分が3～5または、要支援以上で排尿・排便が全介助と認定されているかたで、生活保護法の規定による被保護者でないかたに毎月配達します(一部利用者負担有り)。

家族介護慰労金支給

介護保険法の要介護状態区分が4または5の状態が1年以上続いていて、過去1年間介護保険サービスを使わず、3か月以上の長期入院をしていない65歳以上のかたを自宅で介護する家族のかたに、慰労金を支給します。



高齢者福祉



高齢者福祉

徘徊高齢者等探索システム利用助成

徘徊高齢者等の早期発見に役立つ探索システムを利用する家族のかたに、費用の一部を助成します。

救急医療情報キットの配布

65歳以上のひとり暮らし高齢者等のかたに、急病等に備えてかかりつけ医や日頃飲んでる薬等の情報を冷蔵庫に保管する、救急医療情報キットを配布します。

軽度生活援助事業

65歳以上の虚弱な高齢者に対して、ホームヘルパーを派遣し軽易な日常生活の援助を行います(利用者負担有り)。

生活管理指導短期宿泊

日常生活や近隣との対人関係等に不安を感じている高齢者のかたが、市内のケアハウスに一時的に宿泊することで、生活習慣の改善を図ります(利用者負担有り)。

一般介護予防事業

高齢者が要支援・要介護状態になることを予防し、健康で自立した生活を維持するための運動や口腔ケア、認知症予防等の教室や通いの場を提供する地区サロン事業を行っています。

いきがい支援

☎長寿いきがい課 長寿いきがい係 ☎930-7788

敬老祝金の支給

8月31日を基準日として引き続き1年以上住民登録がある77歳・88歳・99歳・100歳のかたに敬老祝金を支給します。

老人クラブへの補助

各老人クラブが行う教養学習、スポーツ、社会奉仕活動に対して補助金を支給します。

老人福祉センター

60歳以上のかたが無料で利用できます。浴場・教養娯楽室などがあり、健康の増進、教養の向上、レクリエーションのための場を提供しています。また、各施設ではさまざまな事業を行っています。

岩野木老人福祉センター	☎953-3500
彦沢老人福祉センター	☎953-5588
戸ヶ崎老人福祉センター	☎956-8000

高齢者の交流・見守り活動

☎長寿いきがい課 地域包括係 ☎930-7793

高齢者の見守り・交流サロン

地域住民のかたが気軽に立ち寄れる交流の場です。

ほっとサロン・いきいき	彦成3-7-9-1	午前10時～ 午後4時 (月～金曜日)	☎950-7001
四丁目のクローバーサロン	彦成4-4-17-103	午後1時30分～ 4時30分 (月～金曜日)	☎950-8208

高齢者等SOS ネットワーク

所在不明になった高齢者等を早期発見し、安全確保につなげるための地域の協力事業者とのネットワークです。登録している高齢者等にQRコード付きのシールを配布しています。

シルバー元気塾

☎長寿いきがい課 シルバー元気塾推進室 ☎930-7732

60歳以上のかたを対象に、心と身体の健康を維持することを目的とした健康体操教室です。毎月2回程度の年間18回で実施しています。1回の教室は、約1時間30分。市内全域の施設で開催しています。

● シルバー人材センター

☎ シルバー人材センター ☎952-0866

シルバー人材センターは、原則60歳以上で健康で働く意欲があるかたならどなたでも入会できます(年会費2,400円)。会員は、自分たちの住んでいる地域で、経験や能力、技能を活かし、お互いに助け合って仕事をしています。

こんな仕事ありませんか？

シルバー人材センターでは、民間企業や一般家庭のみなさんから、次のような仕事をお待ちしています。

●仕事の一覧

技術分野	各種設備等の保守点検など
技能分野	網戸・障子張り、簡単な大工仕事、自転車組立てなど
事務整理分野	受付事務、伝票整理、宛名書き、賞状書きなど
管理分野	倉庫・施設管理、商品管理、駐輪場管理など
折衝外交分野	パンフレットの配布など
屋内外軽作業分野	工場内の安全な軽作業、商品整理、カゴカート整理、清掃、除草など
サービス分野	家事援助サービス、高齢者の話し相手、育児支援、留守番など

● 介護保険制度

加入者

▶第1号被保険者

65歳以上のかた

▶第2号被保険者

40歳以上65歳未満の健康(医療)保険加入者

介護保険料の納付方法

☎ 介護保険課 介護給付係 ☎930-7792

▶第1号被保険者

保険料の額は、介護保険事業計画をもとに市町村ごとに定められます。

2通りの納付方法があります。

〈特別徴収〉現在受給している年金の年額が18万円以上のかたは、原則として年金から天引きされます(手続きは必要ありません)。

〈普通徴収〉特別徴収以外のかたは、納付書や口座振替等により納付します。

※コンビニエンスストアでも納付できます。

▶第2号被保険者

加入している健康(医療)保険から健康保険料の一部として納付します。保険料額は健康(医療)保険で異なります。

要介護認定

☎ 介護保険課 介護認定係 ☎930-7791

介護サービスを利用するためには、「要介護認定」の申請をして、介護や支援が必要であることの認定を受ける必要があります。市役所の介護保険課または地域包括支援センター等が申請の窓口となります。認定は、要支援1・2、要介護1～5までと非該当があります。

● 介護サービス

☎ 介護保険課 介護給付係 ☎930-7792

介護(介護予防)サービスの計画作成

要介護、要支援のかたが、介護(介護予防)サービスを利用する場合、介護(介護予防)サービス計画作成する必要がありますので、お近くの地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業者にご相談ください。

在宅サービス

自宅で受けるサービス	訪問介護・訪問看護・訪問入浴・訪問リハビリ、居宅療養管理指導など
日帰りで施設に通って受けるサービス	通所介護(デイサービス)・通所リハビリ(デイケア)
短期入所サービス	福祉施設や医療施設への短期入所(ショートステイ)
地域密着型サービス	認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)
その他	特定施設入居者生活介護(介護付有料老人ホーム)、福祉用具購入費の支給、住宅改修費の支給

施設サービス

- ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(地域密着型特別養護老人ホーム)
- ・介護老人保健施設(老人保健施設)

自己負担分と高額介護サービス費

介護サービスを利用したときは、サービス費の1割・2割または3割を自己負担します。ただし、要介護度別の利用限度額を超えたサービス費や施設入所での食費・居住費等は全額利用者の自己負担となります。なお、低所得者のかたには、施設での食費・居住費の負担を軽減する制度があります。1か月に支払った介護サービス費の自己負担が、収入等に応じた限度額(上限額)を超えたときは、申請により超えた分を高額介護サービス費として支給します。

※申請できる期間は2年間です。

介護が必要になったら要介護・要支援認定を受けて、介護(介護予防)サービスを利用します。

申請から利用まで

申請

支援や介護が必要なときは、本人か家族が市の担当窓口申請してください。なお、地域包括支援センター(P.54参照)等に代行してもらうこともできます。

訪問調査
主治医意見書

調査員が訪問し、本人の心身の状態について全国共通の調査項目により調査します。市の依頼により、主治医が意見書を作成します。

認定審査

訪問調査結果と主治医の意見書をもとに、保健・医療・福祉の専門家からなる介護認定審査会で、介護や支援を必要とするかどうかを判定します。

認定通知

「要支援1・2」「要介護1～5」「非該当」の区分で認定されます。調査票や主治医意見書の作成状況によりですが、申請からおおむね30日で結果を通知します。

介護(介護予防)
サービス計画作成

要支援1・2のかたは、地域包括支援センターの職員が介護予防サービス計画等を作成します。要介護1～5のかたは、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が介護サービス計画を作成します。いずれも作成費の自己負担はありません。

介護サービス提供

作成された介護(介護予防)サービス計画等をもとに介護サービスが提供されます。施設入所を希望されるかたは、直接施設にお申し込みください。



障がい者福祉

心身障がい者(児)のために

☎ 障がい福祉課 障がい福祉係 ☎930-7778 FAX953-7785

身体障害者手帳

身体に障がい(視覚、聴覚、平衡機能、音声言語、そしゃく、肢体、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、肝臓機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に永続する障がいなど)のあるかたは、所定の診断書で申請すると身体障害者手帳が県から交付されます。また、この手帳をお持ちのかたは、障がいの程度に応じて各種福祉サービスを利用することができます(サービスによって要件等有)。

- 自立支援医療(更生医療)の給付
- 補装具費の支給
- 日常生活用具の給付
- 鉄道・バス運賃の割引
- 福祉タクシー利用券または自動車燃料費助成券の交付
- 税金の控除・減免
- 自動車運転免許取得費の補助
- 有料道路料金の割引
- 在宅福祉サービスの利用(訪問入浴・訪問理美容・居宅改善・自動車改造費の補助など)

療育手帳

知的発達に障がいのあるかたは、申請をすると判定機関で判定が行われ、該当されたかたには療育手帳が県から交付されます。また、この手帳をお持ちのかたは、障がいの程度に応じて各種の福祉サービスを利用することができます(サービスによって要件等有)。

- 鉄道・バス運賃の割引
- 福祉タクシー利用券または自動車燃料費助成券の交付
- 税金の控除・減免
- 有料道路料金の割引

施設入所・通所の相談(障害者総合支援法による)

障がいの種類や程度に応じて各種の施設への入所や通所の相談に応じています。

障がい児等の居宅生活支援サービス(障害者総合支援法による)

身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳等をお持ちのかた及び難病患者のかたで、日常生活を継続していくうえで支障がある場合の生活支援サービスとして居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所等を利用することができます。なお、サービスの利用にあたり、前年の所得に応じて利用者負担額が決まります。



障がい者福祉

精神保健福祉に関する制度

自立支援医療(精神通院医療)

指定医療機関で医療を受けた場合、所得等に応じて医療費の負担上限が決められています。原則は1割が自己負担となり、負担が重くならないようになっています。

精神障害者保健福祉手帳

一定の精神症状を有するかたを対象に所定の診断書等を添付の上、申請すると精神障害者保健福祉手帳が県から交付されます。

〈手帳の対象者〉精神障がいにより初診から6か月以上、日常生活または社会生活への制約があるかた(てんかん及び全ての精神疾患が対象となります)

在宅心身障害児者一時介護委託料助成事業

心身障がい者(児)の家族のかたが、何らかの理由で介護をすることができない場合に、介護人をあらかじめ指定して、一時的に介護委託を行う場合、その介護料について市が助成をする制度です。なお、障がいのあるかたの2親等内の直系血族及び直系姻族と配偶者等は、介護人になれません。

対象

在宅の心身障がい者(児)の家族のかた

助成金額

4時間未満は2,500円、4時間以上は5,000円、年度内に一人5万円まで利用できます。

手当・医療費の助成

問 障がい福祉課 給付係
☎930-7779 FAX953-7785

身体または精神に重度の障がいのあるかたには、各種助成制度があります。

※各種制度や手当を受けるには、申請が必要です。

重度心身障害者医療費の助成

市内に住所を有するかたで医療保険加入者のうち、次に該当するかたは助成を受けられます。助成には、所得やその他の制限があります。

- 身体障害者手帳の1・2・3級
- 療育手帳の㊤・A・B
- 精神障害者保健福祉手帳1級
- 65歳以上のかたで一定の障がいがあり、後期高齢者医療制度の障がい認定を受けたかた

※平成27年4月1日以降に65歳以上で新たに重度心身障がい者になったかたは対象外。

障害児福祉手当

在宅での日常生活において、常時の介護を要する20歳未満の重度の障がい児に支給されます。支給には、所得やその他の制限があります。

特別児童扶養手当

精神または身体に一定の障がいのあるこどもを育てているかたに支給されます。支給には、所得やその他の制限があります。

特別障害者手当

市内に住所を有する20歳以上のかたで、身体または精神の重度の障がいにより、在宅での日常生活において常時特別の介護を要する状態にあるかたに支給されます。支給には、所得やその他の制限があります。

在宅重度心身障害者手当

市内に住所を有するかたで、身体障害者手帳1・2級、療育手帳㊤・A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかをお持ちのかたに支給されます。支給には、所得やその他の制限があります。

心身障害者扶養共済制度

心身に障がい(身体障害者手帳1～3級、療育手帳㊤～C、精神障害者保健福祉手帳1・2級)のあるかたを扶養している保護者(ただし65歳未満の健康なかた)が、加入時の年齢に応じた掛け金を毎月払い込むことにより、将来、保護者が死亡したときなどに、障がいのあるかたに対して年金を給付する制度です。

福祉タクシー利用券・自動車燃料費助成券の交付

市内に住所を有する心身に障がいのあるかたを対象に、初乗運賃が助成される福祉タクシー利用券または自動車燃料費助成券を交付しています。

対象

身体障害者手帳1・2級と3級の肢体不自由(下肢障がい、体幹機能障がいのかた)、療育手帳㊤・A・B、または精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちのかた(施設入所者は除く)

交付枚数

福祉タクシー利用券・自動車燃料費助成券ともに年間最大35枚

利用できるタクシー及び販売店

県内に事業所を有するタクシー会社、市と協定を締結している市内自動車燃料販売店

その他の支援

問 障がい福祉課 障がい福祉係 ☎930-7778 FAX953-7785

自立支援医療(更生医療)の給付

18歳以上の身体障害者手帳をお持ちのかたが障がいを軽くしたり、改善したりするための手術等を指定医療機関で受ける場合の医療の給付です(所得に応じて負担限度額が設定されます)。

自立支援医療(育成医療)の給付

現在身体に障がいがあるか、または現に疾患があってそのまま放置すると将来一定の障がいを残すと認められるお子さん(18歳未満)で、手術等の治療等によりその症状が軽くなり、日常生活が容易にできるようになると認められる場合に対象となります(所得に応じて負担限度額が設定されます)。

地域生活支援(事業)

問 障がい福祉課 障がい福祉係 ☎930-7778 FAX953-7785

住み慣れた地域で安心して生活をし、社会参加への支援をするサービス(事業)です。

- 障がい福祉相談支援センター 2か所
- 基幹相談支援センター 1か所
- 地域活動支援センター 3か所
- 手話通訳者・要約筆記者の派遣
- 外出時の移動支援など

心身障がい者(児)のための施設

さつき学園

問 ☎953-3699

常に介助を必要とする障がいのあるかたに、昼間、排せつ、食事の介助等を行うと共に、創作的活動または生産活動の機会を提供する施設です。

ワークセンターしいの木

問 ☎953-4789

一般企業への就職が困難である障がいのあるかたに、就労の機会を提供すると共に、生産活動を通じて、その知識と能力の向上に必要な訓練等のサービスを供与することを目的とする施設です。

障がい者交流ルーム

問 障がい福祉課 障がい福祉係 ☎930-7778

瑞沼市民センター1階にある多目的利用の交流スペースです。予約や団体専用使用等は行っていませんので、利用者がお互いに調整してご利用ください。センター事務室で受付が必要です。

利用時間 午前9時～午後9時

休館日 年末年始(12月28日～1月4日)
(利用前にご確認ください)

障がい者就労支援センター(ワークセンターしいの木内)

問 ☎953-1521 FAX953-4779

障がいのあるかたの就労に関する相談を受け、そのかたに適した就労先等で「長く安定して働ける」ように支援を行っています。また、事業主からの障がいがあるかたの雇用に関する相談も受けています。相談は予約制です。

こども発達支援センター

問 ☎930-7794

「こだわりが強い」「対人コミュニケーションに心配がある」「言葉の遅れ」等、お子さんの発達についての相談をお受けしています。心理士や作業療法士等の専門職が対応します(予約制)。

しいのみ学園

問 ☎952-0066

心身の発達に障がいがある就学前までのお子さんのグループ療育や個別機能訓練、保護者相談等を行っています。利用に際しては、障害児通所給付サービスにかかる受給者証が必要です(利用者負担額等の要件がある場合があります)。



● 啓発活動

すこやかみさと「出前講座」

☎ 健康推進課 地域保健係 ☎930-7772

市内在住のおおむね10人以上の団体やグループなど(営利活動を目的とするものを除く)を対象に、出張型の健康講座を行います。下記の講座を各3回ずつご用意しており、1団体あたり年1回のみ、無料でお申し込みいただけます。

- 講座名 ①糖尿病・メタボ予防講座
- ②健康長寿サポーター養成講座
- ③ロコモ・フレイル予防講座
- ④こころの健康づくり～ゲートキーパー養成講座～

ご希望日の2か月前までに「依頼書」をご提出ください。先着順(1講座3団体まで)となりますので、まずは電話でご相談ください。

健康相談

☎ 健康推進課 地域保健係 ☎930-7772

小学生以上のかたを対象に健康増進(生活習慣病・メタボやフレイルの予防、更年期などの女性の健康)、食生活の見直し、こころの健康などについての相談やアドバイスを栄養士・保健師が行っています。

地域の栄養相談

☎ 健康推進課 地域保健係 ☎930-7772

乳幼児から高齢者までのかたを対象に、食事や栄養についての相談を、地区センターや児童センターで栄養士が行っています。

成人男性の風しんの抗体検査と予防接種

☎ 健康推進課 健康づくり係 ☎930-7771

令和7年2月末まで、昭和37年4月2日～54年4月1日の間に産まれた男性は無料で風しん抗体検査を受けることができます。検査の結果、抗体価が低いと判明したかたは定期予防接種の対象として、無料で予防接種を受けることができます。くわしくは市ホームページをご覧ください。

● 高齢者の予防接種

☎ 健康推進課 健康づくり係 ☎930-7771

インフルエンザの予防接種

接種期間になりましたら、ご自身で市内指定医療機関へお問い合わせのうえ、予防接種を受けてください(接種は義務ではありません)。くわしくは「健康のしおり」や市ホームページをご覧ください。

▶対象

接種日時点で65歳以上のかた、または60歳以上65歳未満のかたで心臓やじん臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいや、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がい(身体障害者手帳1級と同程度)を有するかた(対象かどうかなどくわしくは、健康推進課または主治医へお問い合わせください)。

▶接種期間

10月1日～1月31日まで(令和6年度の場合)

▶接種場所

市内指定医療機関(その他の医療機関を希望する場合は接種前に手続きが必要な場合がありますので必ず接種前にご連絡ください)

▶費用

自己負担1,500円(令和6年度の場合)、生活保護世帯や中国残留邦人等の支給給付受給者は自己負担免除

▶回数

公費負担による接種は期間中1回

▶持ち物

三郷市高齢者インフルエンザ予防接種予診票、現住所と生年月日が確認できるもの(健康保険証、運転免許証など)、証明書(各種受給者証)など

高齢者の肺炎球菌ワクチン予防接種

令和6年3月末で厚生労働省による予防接種対象者の拡大が終了しました。令和6年4月以降の対象者は満65歳のかたのうち、これまで一度もこの予防接種をされたことがないかたとなります。くわしくは、「健康のしおり」や市ホームページをご覧ください。

高齢者の新型コロナワクチン予防接種

新型コロナワクチンの予防接種は令和6年度から定期予防接種として実施します(接種は義務ではありません)。くわしくは市ホームページをご覧ください。

● 健康診査・検診

☎ 健康推進課 健診予防係 ☎930-7773

区分	サービス名	内容	対象者(年度末時点の年齢)
健康診査・検診	特定健康診査	問診、診察、身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査 【必要なかたのみに実施する項目】	40歳～74歳の三郷市国民健康保険被保険者
	75歳健康診査	心電図検査、眼底検査	75歳の市民
	後期高齢者等健康診査	問診、診察、身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査 【必要なかたのみに実施する項目】 心電図検査	後期高齢者医療保険の被保険者等
	30歳代健康診査	問診、診察、身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査	30歳～39歳の市民
	胃がん検診	胃部エックス線検査または 胃内視鏡検査(個別方式のみ)	50歳以上で前年度未受診の市民
	ピロリ菌検診	血液検査(ピロリ菌抗体・血清ペプシノゲン検査)	40歳～69歳で過去未受診の市民
	肺がん検診	胸部エックス線検査 喀痰細胞診検査(50歳以上の基準該当者)	40歳以上の市民
	大腸がん検診	免疫学的便潜血反応検査	40歳以上の市民
	肝炎ウイルス検診	C型肝炎ウイルス検査 B型肝炎ウイルス検査	40歳以上で過去未受診の市民
	前立腺がん検診	血液検査(PSA検査)(個別方式のみ)	60歳、65歳の男性市民
	乳がん検診	マンモグラフィ検査	40歳以上の女性で前年度未受診の市民
	子宮頸がん検診	子宮頸部細胞診 子宮体がん検診(該当者)(個別方式のみ)	20歳以上の女性で前年度未受診の市民
骨粗鬆症検診	前腕骨のX線検査(集団方式のみ)	40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の女性市民	
歯周疾患検診	う歯(虫歯)及び歯周疾患の検診、口腔内細菌検査等(集団方式のみ)	20歳以上の市民	
その他の保健事業	特定保健指導	【動機付け支援】 初回時の面接、3か月後の評価等 【積極的支援】 初回時の面接、中間評価、3か月後の評価等	40歳～74歳の三郷市国民健康保険被保険者で特定健康診査受診者のうち、特定保健指導の対象者に選定されたもの

● 病院・診療所リスト

※掲載内容については、埼玉県草加保健所の情報(令和5年12月現在)を参考に掲載しています。
内容によっては一部変更が生じている場合もありますので、各医療機関に最新の情報をご確認ください。

No	医療機関名	所在地	電話番号	診療科目等
1	みさと協立病院	田中新田273-1	959-1811	リハ・内・精・神・(透)・認
2	レッツ大腸肛門クリニック	半田1218	950-0255	内視鏡内科・消内・肛外
3	たにぐちファミリークリニック	仁蔵523-1	050-3146-7471	内・消内・小・外・禁煙・認
4	みさと駅前クリニック	早稲田1-1-1 KTT5ビル1F	959-5550	内・心内・精・禁煙・漢
5	みさと眼科	早稲田1-3-10 KTT6ビル5F	959-1146	眼
6	MCクリニック	早稲田1-18-19 1F	959-2233	内・小・消
7	永井ウィメンズクリニック	早稲田2-2-10 MMCビル3F	950-2221	産・婦
8	早稲田医院	早稲田2-19-1	957-3428	内・胃内・リハ
9	クリニックふれあい早稲田	早稲田3-26-3	950-3330	内・小・ア・精・消・神
10	三郷皮膚科医院	早稲田4-7-5	950-1138	皮・小・ア
11	舘脇医院	早稲田6-28-13	957-0151	胃・肛・内・小・外・整・皮・循・呼内・ア
12	あじおか眼科クリニック	三郷1-1-10 徳重ビル2F	960-0132	眼
13	鈴木耳鼻咽喉科医院	三郷2-2-3 岡田ビル3F	954-0233	耳
14	児玉クリニック	三郷2-11-5 グリーンパーク三郷1F	933-9152	整・内・リハ
15	いわさわ内科医院	幸房472-1	953-7300	内・胃内・泌・皮・禁煙
16	うつみ内科クリニック	谷口568-1	953-9681	内・腎内・循内・禁煙・認
17	みさと中央耳鼻咽喉科・アレルギー科	中央1-2-1 ザ・ライオンズ三郷中央102号	952-4187	耳・ア
18	セントラルクリニック三郷中央	中央1-2-1 ザ・ライオンズ三郷中央C棟103	949-0381	内・リウ・ア・小・禁煙・認
19	ふなくし皮膚科クリニック	中央1-2-1 ザ・ライオンズ三郷中央C棟1F	954-2794	皮・ア
20	あいえむクリニック	中央1-3-1 エムズタウン三郷中央2F	949-2181	内・ア・皮
21	コウ整形外科クリニック	中央1-3-1 エムズタウン三郷中央2F	949-2025	整・リハ・リウ
22	杉浦小児科	中央1-3-1 エムズタウン三郷中央2F	952-2124	小
23	みさとメンタルクリニック	中央1-16-1 みさと中央医療福祉ビル3F	953-6100	精
24	三郷中央きむら眼科	中央2-2-4	954-8938	眼
25	三郷中央総合病院	中央4-5-1	953-1321	内・耳・整・外・脳外・皮・眼・神内・泌・リハ・麻・心外・糖尿病内分泌内科・(透)・循内・消外・腎内・呼内・消内

No	医療機関名	所在地	電話番号	診療科目等
26	立澤外科胃腸科医院	新和2-380	952-8171	胃・内・外・整・リハ・小
27	埼玉みさと総合リハビリテーション病院	新和5-207	953-1211	内・神内・リハ
28	みさと中央クリニック	新和5-214	953-5300	外・胃内・肛外・循内・内・小・禁煙
29	みさと健和病院	鷹野4-494-1	955-7171	内・呼内・呼外・消内・消外・循内・リウ・ア・精・小・形・外・整・脳外・皮・泌・肛外・婦・眼・耳・リハ・麻・救・(透)・病
30	みさと健和クリニック	鷹野4-510-1	955-8551	内・外・整・小・皮・眼・耳・脳外・胃・泌・循・リハ・呼・リウ・形・精・放・呼外・看・禁煙・神内・消外・消内・(透)・ア・婦・緩和ケア外来
31	みさとファミリークリニック	高州1-181-2	956-5570	内・循・小・呼・漢
32	かとうぎ眼科	高州1-181-2	934-9333	眼
33	むらした耳鼻咽喉科	高州1-181-2	948-3387	耳
34	仁心内科クリニック	戸ヶ崎1-631-4	949-2211	内・循・胃
35	とがさきクリニック	戸ヶ崎2-38-2	948-1133	内・呼内・ア・耳・循内・禁煙・漢
36	あおばファミリークリニック	戸ヶ崎2-286-1	955-8621	内・小・皮・整・メ・認
37	石橋医院	栄5-78-4	952-8158	内
38	かみぐちクリニック	上口1-2-3	952-2323	内・消・リハ
39	すこやかクリニック三郷	南蓮沼330-4	953-5888	整・リハ・内
40	永井マザーズホスピタル	上彦名607-1	959-1311	産・婦・形・麻・小・禁煙
41	長村皮膚科クリニック	上彦名632-1	958-0161	皮
42	さつき内科	さつき平2-1-2 シティフォーラム2F	951-9100	内・消内・循内・認
43	ららぼーと新三郷 内科・小児科	新三郷ららシティ3-1-1 ららぼーと新三郷2F	950-1060	内・小・皮
44	シイノキ眼科	新三郷ららシティ3-1-1 ららぼーと新三郷2F	953-9388	眼
45	しみず泌尿器科・内科クリニック	彦成1-226	957-8865	泌・内
46	三愛会総合病院	彦成2-342	958-3111	内・循内・消内・呼内・小・外・整・眼・耳・脳外・泌・皮・麻・透内・(透)・リハ・形・血液内科・腎内・消外・血管外科・糖尿病内科・小児外科
47	さとうクリニック	彦成3-11-17-101	957-8021	内・小・外・整・循
48	三郷ハートクリニック	彦成3-313	958-5550	内・循
49	みさと団地中央診療所	彦成4-4-15-101	957-5411	内・消・胃・婦(検診のみ)・皮
50	みさと健和団地診療所	采女1-76 1F	959-5011	内・整・泌・禁煙・認
51	一城クリニック	采女1-82	957-3501	内・小・消内・循内
52	イムス三郷クリニック	采女1-102-2	959-8181	内・(透)・透内・循内・認
53	藤平耳鼻咽喉科	采女1-150-1	957-1881	耳
54	皮膚科ダーマテック新三郷	采女1-162-4	948-6277	皮
55	高橋レディースクリニック	采女1-232	950-1200	産・婦・漢(女性内科)
56	かわぐち泌尿器科・内科クリニック	采女1-238-1	969-4353	泌・内
57	新三郷駅前眼科	采女1-238-5	950-1146	眼

【診療科目等の略号】

内(内科)・精(精神科)・神(神経科)・神内(神経内科)・呼(呼吸器科)・呼内(呼吸器内科)・呼外(呼吸器外科)・ア(アレルギー科)・胃(胃腸科)・胃内(胃腸内科)・消外(消化器外科)・小(小児科)・整(整形外科)・皮(皮膚科)・婦(婦人科)・耳(耳鼻咽喉科)・リハ(リハビリテーション科)・心内(心療内科)・消(消化器科)・消内(消化器内科)・循(循環器科)・循内(循環器内科)・リウ(リウマチ科)・外(外科)・形(形成外科)・脳外(脳神経外科)・心外(心臓血管外科)・泌(泌尿器科)・肛(肛門科)・肛外(肛門外科)・産(産科)・眼(眼科)・放(放射線科)・麻(麻酔科)・救(救急科)・透内(人工透析内科)・(透)は人工透析装置を有する・看(ストーマ外来・糖尿病看護外来)・禁煙(禁煙外来)・腎内(腎臓内科)・メ(メンタルケア外来)・病(病理診断科)・認(認知症診療)・漢(漢方内科)

※No.1、25、27、29、40、46は病床数20以上の病院です。

● 歯科診療所リスト

※掲載内容については、埼玉県草加保健所の情報(令和5年12月現在)を参考に掲載しています。
内容によっては一部変更が生じている場合もありますので、各歯科診療所に最新の情報をご確認ください。

No	医療機関名	所在地	電話番号	診療科目
1	純誠会歯科医院	半田1074-2	958-8000	歯科・小児歯科・歯科口腔外科
2	セントラル歯科	早稲田1-6-17	957-8263	歯科・小児歯科
3	ウナイ歯科医院	早稲田1-14-1 コスモスクウェア1F	958-6192	歯科・小児歯科・歯科口腔外科
4	あべひろ総合歯科	早稲田2-2-8 ノースプラザ1F	950-2525	歯科・小児歯科・歯科口腔外科・矯正歯科
5	はまさき歯科クリニック	早稲田2-3-15	950-1118	歯科・小児歯科・歯科口腔外科・矯正歯科
6	わかば歯科クリニック	早稲田2-19-4	958-6556	歯科・小児歯科・歯科口腔外科・矯正歯科
7	斎藤歯科医院	早稲田2-26-3	957-2018	歯科
8	まつお歯科	早稲田4-7-20	950-5588	歯科・小児歯科・歯科口腔外科・矯正歯科
9	寺尾歯科医院	早稲田5-7-7	949-6190	歯科・小児歯科・歯科口腔外科・矯正歯科
10	高野歯科医院	早稲田5-8-13	957-3933	歯科
11	アイビー早稲田歯科クリニック	早稲田7-1-8 1F	951-8241	歯科・小児歯科・歯科口腔外科
12	たぐま歯科クリニック	早稲田7-13-8	959-0018	歯科・小児歯科
13	こみね歯科医院	早稲田8-15-11	959-3781	歯科・小児歯科・歯科口腔外科
14	(医社)泰尚会 たいへい歯科	三郷1-1-8 ポケットパーク1F	954-7467	歯科・小児歯科・歯科口腔外科
15	吉崎歯科医院	三郷1-12-17	953-4800	歯科・小児歯科・歯科口腔外科・矯正歯科
16	毛塚歯科医院	三郷1-26-2	952-1518	歯科・小児歯科・歯科口腔外科・矯正歯科
17	松島歯科クリニック	三郷2-1-5 ウインズビル302	952-8893	歯科・小児歯科
18	穴戸歯科医院	三郷2-2-2	952-4180	歯科・小児歯科
19	矯正歯科カトウクリニック	三郷2-2-3 駅前岡田ビル2F	949-1031	矯正歯科
20	くりやま歯科医院	三郷2-2-12	952-2208	歯科・小児歯科
21	宮嶋歯科医院	三郷3-3-3	952-8841	歯科・小児歯科
22	加藤歯科医院	笹塚62-2	953-1166	歯科
23	ひよこ歯科	中央1-3-1 マルエツ三郷中央店2F	954-0648	歯科・小児歯科・歯科口腔外科・矯正歯科
24	三郷中央歯科	中央1-3-2 三郷中央センターマークス1F	949-0031	歯科・小児歯科・歯科口腔外科・矯正歯科
25	デンタルクリニックファミリー	中央1-13-3 1F	0800-800-6480	歯科・小児歯科・歯科口腔外科・矯正歯科
26	野本歯科医院	中央2-2-9	953-7480	歯科・小児歯科
27	三郷中央SUNデンタルピア	中央3-2-9	948-6251	歯科・小児歯科・歯科口腔外科・矯正歯科

No	医療機関名	所在地	電話番号	診療科目
28	鈴木歯科医院	新和4-208-2	951-3033	歯科・小児歯科・歯科口腔外科
29	大久保歯科医院	鷹野3-255-1	956-2181	歯科・小児歯科・歯科口腔外科
30	みさと歯科クリニック	鷹野4-211-2	956-4156	歯科・小児歯科
31	みさと健和歯科	鷹野4-260-1	956-6996	歯科・小児歯科・矯正歯科
32	いはしデンタルクリニック	鷹野5-379-1	955-1184	歯科・小児歯科・歯科口腔外科・矯正歯科
33	なかじま歯科	高州1-181-2	956-4878	歯科・小児歯科
34	たかす歯科医院	高州1-220	956-8699	歯科・小児歯科
35	福島歯科医院	高州1-308-3	955-6488	歯科
36	タケハナ歯科医院	高州2-278-1	955-2202	歯科・小児歯科・歯科口腔外科
37	(医)和平会 内田歯科医院	高州2-331-4	956-1131	歯科・小児歯科・歯科口腔外科・矯正歯科
38	むなかた歯科	高州4-75-2	956-1825	歯科・小児歯科・歯科口腔外科・矯正歯科
39	もり歯科クリニック	戸ヶ崎3124-31	948-8241	歯科・小児歯科
40	あいゆう歯科三郷診療所	戸ヶ崎2-243	956-8119	歯科・小児歯科・歯科口腔外科・矯正歯科
41	宝歯科戸ヶ崎診療所	戸ヶ崎2-244 アーjentハイツ1F	948-5584	歯科・小児歯科・歯科口腔外科
42	郷仁会歯科	戸ヶ崎2-705-2	956-1000	歯科・小児歯科・歯科口腔外科・矯正歯科
43	大崎歯科医院	戸ヶ崎3-42	956-3501	歯科・小児歯科
44	たかさき歯科クリニック	戸ヶ崎3-83-1	955-6966	歯科
45	ラポール歯科医院	戸ヶ崎3-402-3 コウキマンション1F	956-2810	歯科・小児歯科
46	新三郷中央歯科医院	上彦川戸864-1	957-6051	歯科・小児歯科
47	BRISTO DENTAL CLINIC	下彦川戸799	950-2166	歯科・小児歯科・歯科口腔外科・矯正歯科
48	ラパーク三郷歯科	さつき平1-1-1 MEGAドン・キホーテ三郷店地下1F	959-6480	歯科・小児歯科・歯科口腔外科
49	若松歯科医院	さつき平2-1-2-201	958-6879	歯科・小児歯科
50	ららぽーと新三郷デンタルクリニック	新三郷ららシティ3-1-1 ららぽーと新三郷1F	950-0896	歯科・小児歯科・歯科口腔外科・矯正歯科
51	小林歯科医院	彦成1-364	959-2867	歯科・小児歯科・歯科口腔外科
52	松本歯科医院	彦成3-11-17-104	959-8211	歯科・小児歯科
53	深井歯科医院	彦成3-86	957-3315	歯科・小児歯科・歯科口腔外科
54	いまざわ歯科医院	彦成4-4-15-102	957-6969	歯科・小児歯科・歯科口腔外科・矯正歯科
55	三郷ホワイト歯科医院	采女1-85-1	959-0008	歯科・小児歯科・矯正歯科
56	IS歯科クリニック新三郷・ あいえずキッズ	采女1-205-3	957-0418	歯科・小児歯科・歯科口腔外科・矯正歯科
57	なかむら歯科医院	采女1-235-1	958-0118	歯科・小児歯科・歯科口腔外科・矯正歯科

● 薬局リスト

※掲載内容については、埼玉県の情報(令和5年12月現在)を参考に掲載しています。
内容によっては一部変更が生じている場合もありますので、各薬局に最新の情報をご確認ください。

No	薬局名	所在地	電話番号
1	三郷しいの木薬局	田中新田146-23	950-6670
2	プラザ薬局新三郷	半田1259-1	959-3501
3	そうごう薬局 新三郷店	仁蔵523-3	959-8171
4	早稲田調剤薬局	早稲田1-3-10 KTT6ビル1F	959-3301
5	オリーブ薬局 三郷店	早稲田2-2-10 MMCビル1F	958-9996
6	ねむの木薬局	早稲田2-2-18	958-1801
7	セガミ薬局 三郷店	早稲田2-19-2 栄光ビル1F	957-1507
8	クリエイト薬局 三郷早稲田店	早稲田2-22-2	950-6116
9	丹後薬局	早稲田3-28-22	950-3222
10	アリス薬局	早稲田4-14-6	950-7488
11	薬局マツモトキヨシ 早稲田団地店	早稲田6-1-1	958-7602
12	ウエルシア薬局 三郷早稲田店	早稲田6-10-10	950-1815
13	はやみ薬局	早稲田6-27-33	959-2111
14	宮田薬局	三郷1-26-3	952-0062
15	遠藤薬局 みさと駅前店	三郷2-1-5	953-7760
16	大洋薬局 三郷店	三郷2-2-16 吉野ビル1F	949-7877
17	のぞみ薬局 三郷店	幸房476-12	953-0886
18	グレイト漢方薬局	岩野木37	953-4382
19	かもめ薬局 三郷店	谷口567-1	954-8202
20	アサヒ薬局	谷口627	952-4723
21	アイセイ薬局 三郷中央店	中央1-2-1 105号	949-1011
22	薬局くすりの福太郎 三郷中央店	中央1-3-1 エムズタウン三郷中央1F	949-1859
23	しんわ薬局	中央1-4-12	960-0153
24	ローソクオール薬局 三郷谷中店	中央1-10-1	949-0589
25	におどり薬局	中央1-16-1 みさと中央医療福祉ビル1F	954-9014
26	ひとみ薬局	中央2-2-4	951-3257
27	はまなす薬局	中央2-3-1 アバンツァートコルソ三郷中央1F	967-5383
28	三郷調剤薬局(休日診療所営業日のみ営業)	中央2-20-7	953-4782
29	ドラッグセイムス 三郷中央薬局	中央3-20-3	949-5762
30	薬局マツモトキヨシ 三郷中央駅前店	中央3-48-4	911-3655
31	幸房薬局	中央4-29-1	952-7285
32	なごみ薬局	鷹野3-260-2	956-9225
33	ドラッグセイムス 鷹野薬局	鷹野4-296	954-4053

No	薬局名	所在地	電話番号
34	たかの薬局	鷹野4-491-2	956-5781
35	かりん薬局	鷹野4-501-2	948-2106
36	かまくら薬局	鷹野4-514-2	948-1751
37	ひかり薬局	鷹野4-516-1	955-3110
38	アイセイ薬局 三郷高州店	高州1-181-2	948-3310
39	とがさき薬局	戸ヶ崎2207-2	956-1698
40	サンリツ薬局 戸ヶ崎店	戸ヶ崎1-631-5	949-1831
41	アルファ薬局 三郷店	戸ヶ崎2-286-1	956-0610
42	セキ薬局 三郷戸ヶ崎店	戸ヶ崎3-593	948-6979
43	アップル薬局 三郷店	上口1-2-4	951-1877
44	ファーマライズ薬局 三郷店	南蓮沼312-1	949-1171
45	彦成薬局	天神1-38-3	953-7269
46	まごころ薬局	上彦名467	950-7788
47	ダルマ薬局 三郷店	上彦名632-1	959-9966
48	薬局マツモトキヨシ matsukiyo LAB ららぽーと新三郷店	新三郷ららシティ3-1-1 ららぽーと新三郷1F	950-1070(店舗) 959-7582(調剤室)
49	コストコホールセール新三郷倉庫店薬局	新三郷ららシティ3-1-2	950-2804
50	蘭薬局 新三郷店	彦成2-202-3	954-5737
51	遠藤薬局 みさと彦成店	彦成2-377-1	953-9877
52	団地薬局	彦成3-7-6-4	954-5920
53	遠藤薬局 みさと団地店	彦成3-7-13-106	957-6068
54	まばし薬局	彦成3-11-19-103	957-8411
55	みさき薬局	采女1-155-3	950-7650
56	調剤薬局マツモトキヨシ 新三郷店	采女1-229-3	950-7233
57	新三郷薬局	采女1-238-4	959-3322





子育て

● 妊娠がわかったら・親と子の健康相談

妊娠届出・母子健康手帳の交付

☎ 子育てセンター およこ保健係 ☎930-7827

医療機関で妊娠を確認したら、およこ保健係で妊娠届出を行ってください(予約優先)。すべての妊婦さんに保健師や助産師が面談し心配事などの相談に応じながら母子健康手帳を交付します(外国語版母子健康手帳もあります)。面談時にほほえみギフト(マタニティストラップなど)を配布します。

▶申請に必要なもの

- ①妊婦の個人番号を確認できるもの(個人番号カードまたは通知カード)
 - ②届出者(代理人を含む)の本人確認ができるもの(運転免許証やパスポートなど)
 - ③代理人の場合は、委任状
- 交付場所・曜日・時間等の詳細は、ホームページをご覧ください。

(<https://misato.city-ca.jp/>)

予約ページQRコード⇒



妊産婦健康診査・新生児聴覚スクリーニング検査

☎ 子育てセンター およこ保健係 ☎930-7827

妊婦健康診査・産婦健康診査・新生児聴覚スクリーニング検査助成券に記載された検査項目の費用を公費で負担します。公費での負担金額を超えた費用、記載された以外の検査費用は自己負担になります。助成券が使える医療機関は、委託契約をしている医療機関に限られます。委託契約外で受診する場合は自費で支払った健診費用の助成を行っていますので、出産後1年以内に、領収書等必要書類をおよこ保健係に提出してくだ

さい(くわしくは、市ホームページをご覧ください)。転出された場合は、当市の助成券は使用できません。必ず転出先の助成券に交換してください。

子育て無料相談

☎ 子育てセンター およこ保健係 ☎930-7827

妊娠・出産から子育て期にわたる総合相談窓口です。妊娠・出産・育児・保育に関する相談やサービスの利用に関する案内等を行っています。

相談日:月～金曜日

相談受付時間:午前9時～午後4時(予約優先)

※相談予約は左記【妊娠届出・母子手帳の交付】の予約ページQRコードまたは、電話でお問い合わせください。

乳児家庭全戸訪問(こんには赤ちゃん)事業

☎ 子育てセンター およこ保健係 ☎930-7827

生後4か月までのお子さんのいる全ての家庭を訪問者(助産師・保健師・看護師)が伺い、母子の健康状態の確認と共にお祝いのプレゼントや地域の子育て情報をお届けします。

産後ケア

☎ 子育てセンター およこ保健係 ☎930-7827

家族等から十分な家事や育児などの援助が受けられず、かつ、心身の不調や育児不安等がある産婦とその乳児(4か月未満)が、産科医療機関を利用し、心身のケアや育児のサポートを受けられる事業です(一部自己負担あり)。くわしくは市ホームページをご覧ください。

助産制度

☎ 子育てセンター 子育て家庭係 ☎930-7780

経済的理由で出産費用の支払いが困難な妊婦のかたが安心して出産できるよう、指定の認可助産施設(三郷市外)に入所し、助産を受けることができる制度です。所得に応じた費用負担があります。制度のご利用にあたっては、事前相談が必要です。

● 親と子の健康づくり

☎ 子育てセンター およこ保健係 ☎930-7827

ハローベビー教室

妊娠中の過ごし方や出産・育児についての講話と実習を行います。情報交換や友だちづくりの場としてお気軽にご参加ください。

離乳食教室

おおむね5～6か月または9か月のお子さんとその保護者を対象に、離乳食の進め方や調理方法などについて、講話と個別相談を行います。

● こどもの予防接種

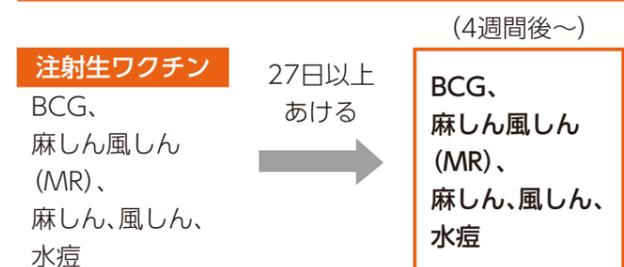
☎ 健康推進課 健康づくり係 ☎930-7771

一人ひとりが健康状態の良いときに接種できるよう、市内指定医療機関で個別に予防接種を行っています。

お子さんが生まれてから1か月後くらいに、「予防接種予診票綴り」や「予防接種と子どもの健康」を配布しています。また、小学校就学前のお子さんが転入した場合も配布しています。予防接種の効果と副反応について、よく理解してから接種を受けましょう。定められた期間に決められた回数を接種間隔に沿って受けるよう、予防接種の計画を立て、確実に接種しましょう(P74の予防接種自動スケジューラーをご活用ください)。

費用負担	法律等で定められている接種期間内は公費で負担
持ち物	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳 健康保険被保険者証等(住所と年齢が確認できるもの) 予診票

異なるワクチンの接種間隔



※注射生ワクチン同士以外の異なるワクチンの接種間隔に規定はありません。

※同一ワクチンの接種間隔は法律等で定められている間隔に沿って接種を行ってください。

その他

里帰り出産や疾患などの特別な理由により、市内指定医療機関で接種できない場合は、必ず接種前に健康推進課へお問い合わせください。

● 予防接種自動スchedulers

☎ 健康推進課 健康づくり係 ☎930-7771

かいちゃんもこれで安心だね♪つぶちゃんの子育てナビ



今すぐ
アクセス!

<http://misato.city-hc.jp/>

三郷市の予防接種や乳幼児健康診査・医療機関検索など、お子さんの健康に関する情報を提供するサービスです。一人ひとりのお子さんに合わせた予防接種のスケジュールを自動で作成し、接種日が近づくとメールでお知らせします。スマートフォン、携帯電話、パソコンから利用できます。登録・利用は無料ですが、通信料は利用者の負担となります。

● こどもの健康診査

☎ こども家庭センター およこ保健係 ☎930-7827

4か月児
健康診査

9か月児
健康診査

主な内容
発育測定 診察 発達確認
育児相談 栄養相談

1歳8か月児
健康診査
● 歯科診察

3歳6か月児
健康診査
● 視覚検査
● 尿検査
● 歯科診察

事業の詳細は「健康のしおり」をご覧ください。「健康のしおり」は毎年3月に広報みさとと一緒に配布されます。なお、市の公共施設などにも置いてありますのでご利用ください。

● その他

☎ 三郷市歯科医師会 ☎949-2100
(平日午前10時～午後2時)

歯科無料相談、無料フッ化物塗布

歯に関する相談、フッ化物の無料塗布を年6回実施しています。

● 児童のために

児童手当

18歳の誕生日後の最初の3月31日までの児童を養育しているかたに支給されます。

こども医療費の助成

☎ こども家庭センター こども給付係 ☎930-7781

18歳の誕生日後の最初の3月31日までの医療費の一部負担金を助成します。

障害児福祉手当

☎ 障がい福祉課 給付係 ☎930-7779

在宅での日常生活において、常時の介護を要する20歳未満の重度の障がい児に支給されます。支給には、所得やその他の制限があります。

特別児童扶養手当

☎ 障がい福祉課 給付係 ☎930-7779

精神または身体に一定の障がいのあるこどもを育てているかたに支給されます。支給には、所得やその他の制限があります。

● ひとり親家庭のために

児童扶養手当

父母の離婚、死亡などによって、父または母と生計を同じくしていないこどもや、父または母に一定の障がいがあるこどもを育てているかた、親がいないため親に代わってこどもを育てているかたに支給される手当です。支給には、所得やその他の制限があります(対象年齢:こどもが18歳になった年の年度末(3月31日)まで)。一定の障がいのある場合は20歳になるまで。

ひとり親家庭等医療費の助成

☎ こども家庭センター こども給付係 ☎930-7781

児童扶養手当と同じ資格条件のご家庭に、医療費の一部負担金を助成します。

母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度

☎ 東部中央福祉事務所 ☎048-737-2359
こども家庭センター こども家庭係 ☎930-7780

母子家庭の母及び父子家庭の父や寡婦のかたの経済的自立やお子さんの福祉増進のために、修学資金、就学支度資金、技能習得資金、転宅資金などの貸付けを行います。

自立支援教育訓練給付金事業・高等職業訓練促進給付金等事業

☎ こども家庭センター こども家庭係 ☎930-7780

母子家庭の母、または父子家庭の父が就職やキャリアアップのために資格を取得する際、経費の一部を支給します。

● 子育て支援

子育て支援総合窓口

☎ こども家庭センター こども家庭係 ☎930-7785
こども家庭センター およこ保健係 ☎930-7827

市で行われているさまざまな子育て支援サービスの情報を収集し提供する窓口です。また、子育て家庭からの相談に対して助言を行い、必要に応じて専門機関につなぎます。子育てについてお困りのこと、知りたいこと等、お気軽にお問い合わせください。

家庭児童相談室

☎ 家庭児童相談室 ☎930-7786

0歳～18歳未満のこどもに関するさまざまな問題や悩みについての相談をお受けします。

ファミリー・サポート・センター(健康福祉会館3階)

☎ みさとファミリー・サポート・センター ☎930-7748

子育ての援助を受けたいかた(依頼会員)と行いたいかた(提供会員)を会員として組織する、相互援助活動です(有償)。保育施設等の施設開始前・終了後のお子さんの預かり、保育施設等までのお子さんの送迎など。

▶ 依頼会員

5市1町(三郷・草加・越谷・八潮・吉川市、松伏町)在住・在勤のかたで0歳～小学6年生までのこどもの保護者のかた

▶ 提供会員

三郷市在住の20歳以上で、センターが実施する講習会を受け、こどもが健やかで安全に過ごせるように支援に努められるかた、または子育て支援員のかた

緊急サポートセンター

☎ 緊急サポートセンター埼玉 ☎048-297-2903
(午前7時～午後8時、土・日曜日可)

こども(小学6年生まで)が急に熱を出したり、宿泊を伴う出張、急な残業などのときに地域の提供会員がサポートします(有償)。

※各種制度の利用や医療費の助成・手当等を受けるには、申請等の手続きが必要です。
なお、手続きに必要なものは、各制度で異なりますので、お問い合わせください(または、市ホームページをご覧ください)。

つどいの広場

乳幼児を子育て中の親子がいつでも自由に集い、交流を図る場です。お友達の輪を広げたり、親子で一緒に楽しむ場としてお気軽にお越しください。子育て相談にも応じています。

- いちごサロン…月・水・金曜日 午前10時～午後3時
【場所】世代交流館ふれあいパーク 彦成2-122-1
☎080-7301-1956(開催時間外は繋がりません)
- ひだまり広場…火・水・金曜日 午前10時～午後3時
【場所】高州地区文化センター 高州3-60-1
☎955-6600
- ひよこサロン…火・木・金曜日 午前10時～午後3時
【場所】東和東地区文化センター 新和3-261-2
☎953-0211
- こあらサロン…月・木・金曜日
午前9時～正午、午後1時～3時
【場所】早稲田児童センター 早稲田3-18-14
☎959-6631
- きりんサロン…月・木・金曜日
午前9時～正午、午後1時～3時
【場所】南児童センター 戸ヶ崎2-654
☎955-7203
- すまいるサロン…火・水・木曜日 午前10時～午後3時
【場所】彦成地区文化センター 彦野1-161
☎958-3113
- ばんびサロン…火・水・木・金曜日
午前9時30分～午後2時30分
土曜日
午前9時30分～午後0時30分
【場所】瑞沼市民センター 上彦名870
☎959-2000(開催時間外はつながりません)

子育て支援センター

子育てサークルの育成や活動場所の提供など乳幼児を子育て中の親子が交流する場です。

- 八木郷子育て支援センター…月～土曜日
午前9時～正午、
午後1時～5時

【場所】鷹野1-415(コピープリススクールみさととながとろ内) ☎951-7661



八木郷子育て支援センター

- 三郷中央駅前子育て支援センターにこここ…
月～土曜日 午前9時～正午、午後1時～5時
- 【場所】中央1-2-1 ザ・ライオンズ三郷中央1F
☎953-6625



子育て支援センターにこここ

児童クラブ

☎ 教育総務課 児童クラブ係 ☎930-7755

小学校に就学している児童のうち、保護者の労働等により家庭が留守になっている児童の健全な育成を図ります。

	児童クラブ名	電話番号
公営	新和小学校児童クラブ	☎952-0190
	幸房小学校児童クラブ	☎954-0030
	幸房小学校第2児童クラブ	☎952-7974
	桜小学校児童クラブ	☎957-8811
	彦糸小学校児童クラブ	☎959-3000
	彦郷小学校児童クラブ	☎958-9000
	高州小学校児童クラブ	☎955-3100
	高州東小学校児童クラブ	☎955-7100
	立花小学校児童クラブ	☎957-6166
	瑞木小学校児童クラブ	☎959-2228
	早稲田小学校児童クラブ	☎952-4181
	戸ヶ崎小学校児童クラブ	☎956-1600
	鷹野小学校児童クラブ	☎956-8225
	彦成小学校児童クラブ	☎953-8635
	前谷小学校児童クラブ	☎956-9130
	八木郷小学校児童クラブ	☎955-5216
前間小学校児童クラブ	☎957-7728	
吹上小学校児童クラブ	☎956-1701	
丹後小学校児童クラブ	☎959-4420	
民営	みさとしらゆり児童クラブ	☎949-6568
	しらゆり児童クラブ第2教室	
	コピーアフタースクール みさとたかの	☎951-5080

児童館

市内3か所の児童館・児童センターは、保護者同伴の乳幼児から18歳未満の児童が、安全で自由に利用できる施設です。

北児童館

☎957-2100

開館時間

午前9時～午後5時(正午～午後1時はお昼休みとなります)
※お昼開館の日もありますので、お問い合わせください。

休館日

年末年始(12月29日～1月3日)、定期清掃等による臨時休館あり

南児童センター

☎955-7203

早稲田児童センター

☎959-6631

※南・早稲田児童センター共通

開館時間

午前9時～午後5時(正午～午後1時はお昼休みとなります)
※お昼開館の日もありますので、お問い合わせください。

休館日

年末年始(12月28日～1月4日)、主催事業の前日、定期清掃等による臨時休館あり

保育所

☎ すこやか課 保育係 ☎930-7784

保育施設

保育施設は、保護者が就労や病気などの理由により家庭で十分に保育できないお子さんを保護者に代わって保

育します。保育所(園)、認定こども園、小規模保育事業および、事業所内保育事業の利用を希望するかたは、「保育の必要性の認定」を受けていただく必要があります。なお、認定期間が保育施設を利用できる期間になります。

一時保育事業

保護者の疾病等の緊急時や、在宅で育児をする保護者のリフレッシュを図るため一時的にお子さんをお預かりします。

場所

- 公立…高州保育所(障がい児枠あり)
- 私立…みさとしらゆり保育園・みさとしらゆり第2保育園・三郷まりな保育園

時間(公立)

月～金曜日…午前8時30分～午後5時
土曜日…午前8時30分～正午

対象(公立)

児童及び保護者の住民登録が市内にあり、健康で集団保育が可能な満1歳～就学前までの児童

利用料金(公立)

3歳未満児 3,000円
3歳以上児 2,600円+給食費225円

利用期間(公立)

- 緊急保育…1週につき6日以内、最長4週まで
- リフレッシュ保育…1週につき3日以内、最長3か月

申し込み(公立)

リフレッシュ保育は利用希望日の5日前、緊急保育は2日前までに、各保育施設へお問い合わせの上、お申し込みください(事前に登録や面談が必要となる場合があります)。

※私立保育園の一時保育事業については直接お問い合わせください。

●保育所一覧表(通常保育)

	施設名称・対象年齢	所在地	電話番号	定員	開設時間	
公立保育所	上口保育所 6か月～就学前	上口1-208	☎952-1604	90	月～金 午前7時30分～午後6時30分 土曜日 午前7時30分～午後4時30分	
	丹後保育所 6か月～就学前	早稲田8-7-5	☎957-2552	100	月～金 午前7時30分～午後6時30分 土曜日 午前7時30分～午後4時30分	
	高州保育所 6か月～就学前	高州2-259-2	☎955-0325	110	月～土曜日 午前7時30分～午後6時30分	
	さくら保育所 6か月～就学前	彦成4-4-16	☎958-0390	120	月～金 午前7時30分～午後7時 土曜日 午前7時30分～午後6時30分	
	彦成保育所 6か月～就学前	彦成2-278	☎957-3377	85	月～金 午前7時30分～午後6時30分 土曜日 午前7時30分～午後4時30分	
	早稲田保育所 6か月～就学前	早稲田3-18-13	☎959-0911	90	月～金 午前7時30分～午後7時 土曜日 午前7時30分～午後6時30分	
私立保育園	つくし保育園 3か月～就学前	幸房702	☎952-2550	80	月～金 午前7時30分～午後7時 土曜日 午前7時30分～午後5時	
	コピープリスクールみさとながとろ 3か月～就学前	鷹野1-415	☎951-0271	120	月～金 午前7時～午後8時 土曜日 午前7時30分～午後7時	
	三郷ひだまり保育園 6か月～就学前	栄1-252-1	☎951-0881	80	月～金 午前7時～午後7時 土曜日 午前7時30分～午後6時	
	みさとしらゆり保育園 6か月～2歳児	中央1-2-1 ザ・ライオンズ三郷中央216	☎949-0072	50	月～金 午前7時～午後8時 土曜日 午前7時～午後7時	
	みさとこころ保育園 6か月～就学前	三郷2-7-7	☎949-3001	130	月～金 午前7時～午後8時 土曜日 午前7時30分～午後6時30分	
	コピープリスクールみさととがさき 6か月～就学前	戸ヶ崎3-227	☎955-2311	131	月～金 午前7時～午後8時 土曜日 午前7時30分～午後7時	
	コピープリスクールみさとたかの 3か月～就学前	鷹野3-387	☎951-0855	130	月～金 午前7時～午後8時 土曜日 午前7時30分～午後7時	
	みさとしらゆり第2保育園 3か月～就学前	中央2-29-17	☎949-6568	119	月～金 午前7時～午後8時 土曜日 午前7時～午後7時	
	レイモンド戸ヶ崎保育園 6か月～就学前	戸ヶ崎2399-1	☎949-6610	90	月～金 午前7時～午後8時 土曜日 午前7時30分～午後7時	
	レイモンド新三郷保育園 6か月～就学前	半田299-1	☎951-0728	80	月～金 午前7時～午後8時 土曜日 午前7時30分～午後7時	
	わせだっこ中央保育園 6か月～2歳児	谷中33-2	☎951-2235	30	月～土曜日 午前7時30分～午後6時30分	
	桜花保育園三郷園 3か月～就学前	新和3-8	☎952-1222	150	月～金 午前7時30分～午後7時30分 土曜日 午前7時30分～午後6時30分	
	スクルドエンジェル保育園三郷中央園 3か月～就学前	中央2-29-33	☎954-5101	90	月～土曜日 午前7時～午後8時	
	フレンドキッズランド三郷園 6か月～就学前	中央5-40-1	☎933-9864	80	月～金 午前7時～午後7時 土曜日 午前7時30分～午後6時30分	
	さんぴこナーサリースクール 6か月～就学前	彦成1-99	☎953-9071	80	月～金 午前7時～午後7時 土曜日 午前7時30分～午後6時30分	
	さんぴこ中央ナーサリースクール 6か月～就学前	谷中105-1	☎954-5311	80	月～金 午前7時～午後7時 土曜日 午前7時30分～午後6時30分	
	三郷まりーな保育園 1歳児～就学前	三郷3-13-4	☎953-7005	90	月～金 午前7時～午後7時 土曜日 午前7時30分～午後6時30分	
	認定こども園	わせだ 6か月～就学前	幸房1457-1	☎952-2807	88	月～土曜日 午前7時30分～午後6時30分
		栄光けやきの森 6か月～就学前	高州1-174-1	☎955-0630	75	月～土曜日 午前7時～午後8時
		みさとさくらの森 6か月～就学前	彦成4-321	☎950-0505	90	月～金 午前7時～午後8時 土曜日 午前7時30分～午後7時
埼玉さくら幼稚園 1歳児～就学前		戸ヶ崎2336	☎969-4115	104	月～土曜日 午前7時～午後7時	
いなほ幼稚園 6か月～就学前		早稲田7-13-12	☎957-2028	135	月～土曜日 午前7時30分～午後7時	
美咲こども園 3か月～就学前		彦成3-94	☎954-7222	140	月～金 午前7時～午後7時 土曜日 午前7時～午後6時30分	

※令和6年10月1日現在の情報です。最新の情報は市ホームページをご覧ください。

	施設名称・対象年齢	所在地	電話番号	定員	開設時間
小規模保育事業	さんぴこ保育園 1歳児、2歳児	彦成1-100	☎960-0145	19	月～金 午前7時～午後7時 土曜日 午前7時30分～午後6時30分
	ニチイキッズ新三郷保育園 6か月～2歳児	彦成4-4-17-108	☎950-6911	19	月～金 午前7時～午後7時 土曜日 午前7時30分～午後6時30分
	みさとわせだスマートスマイル保育園 6か月～2歳児	早稲田2-6-6	☎949-6739	19	月～土曜日 午前7時～午後8時
	三郷中央すずらん保育園 6か月～2歳児	中央1-21-9	☎949-0115	19	月～土曜日 午前7時～午後7時
	MIRATZ三郷中央第一保育園 1歳児、2歳児	中央1-5-15-1階	☎954-5735	19	月～土曜日 午前7時～午後7時
	MIRATZ三郷中央第二保育園 1歳児、2歳児	中央1-5-15-2階	☎954-5743	19	月～土曜日 午前7時～午後7時
	しおどめ保育園三郷中央 1歳児、2歳児	中央5-30-7	☎953-3355	19	月～金 午前7時30分～午後7時30分 土曜日 午前7時30分～午後6時30分
	しらゆりナーサリールーム 1歳児、2歳児	中央2-29-17	☎949-6568	12	月～金 午前7時～午後8時 土曜日 午前7時～午後7時
	ひまわり保育園※1 6か月～2歳児(事業所内保育事業)	市助119-1	☎951-5103	19※2	月～土曜日 午前7時30分～午後6時30分

※1 令和7年3月末に閉園予定。

※2 定員19名のうち14名が従業員用の枠で、5名が市民のかたが利用できる枠です。

📌入所期間について

保育の必要性が認定されれば、入所が継続されます。保護者が仕事をやめるなどして保育の必要性の認定がされなくなったときや、虚偽の申し込みにより入所した場合は退所となります。

※みさとしらゆり園、わせだっこ中央保育園、さんぴこ保育園、ニチイキッズ新三郷保育園、みさとわせだスマートスマイル保育園、三郷中央すずらん保育園、MIRATZ三郷中央第一・第二保育園、しおどめ保育園三郷中央、しらゆりナーサリールーム、ひまわり保育園については、3歳児以降は他の認可保育施設での保育となります。

● 小・中学校の入学・転入について

☎ 学務課 学務係 ☎ 930-7756

① 学校の指定

学校ごとに通学区域を設定し、住民基本台帳の住所に基づいてお子さんの入学する学校を指定します。これにより指定された学校を「指定校」といいます。住所を通学区域外に変更する場合は、原則として転校になります。

通学区域はこちら▶



② 指定校変更

指定校の変更は「指定校変更基準」に該当する場合のみ可能となります。

ただし、学校運営上支障を来す恐れがある場合は指定校変更を制限しています。

指定校変更基準はこちら▶



③ 中学校の学校選択

学校選択制とは、入学したい学校を選ぶことができる制度です。三郷市では中学校のみ学校選択制を採用しています(小学校は平成24年度入学生から廃止)。

ただし、従来の通学区域も残しており、各学校の定員や通学区域内の入学予定者数等を考慮して通学区域外の受け入れ人数を定めています。通学区域外の入学希望者が受け入れ人数を超える場合は抽選となります。

④ 小学校の入学スケジュール

- 10月 就学時健康診断通知書の郵送
- 11月 就学時健康診断(上旬から中旬)
- 1月 入学通知書・入学届の郵送(中旬)
- 2月 入学説明会(1月下旬から2月中旬)、入学届提出
- 4月 入学式

⑤ 中学校の入学スケジュール

- 10月 希望選投票の配付
- 10月末 希望選投票の提出
- 11月 学校の受入可能人数を超過した場合、抽選実施
- 1月 入学通知書・入学届の郵送(中旬)
- 2月 入学説明会(1月下旬から2月中旬)、入学届提出
- 4月 入学式

● 転校の手続き

	転入のとき(市外から市内へ)	転出のとき(市内から市外へ)	転居のとき(市内から市内)
市民課	転入の手続き	転出の手続き	転居の手続き
学務課	転入届の写しを提出し、転入通知書の交付を受けます。	転出届の写しを提出、転出通知書の交付を受けます。	転居届の写しを提出、転学通知書の交付を受けます(2部)。
学校	転入通知書・前学校の在学証明書・教科用図書給与証明書を提出します。	転出通知書を提出し、在学証明書・教科用図書給与証明書の交付を現在の通学学校より受けます。	転学通知書1部を現在の通学学校へ提出し、在学証明書の交付を受け、もう1部の転学通知書と共に転校先の学校へ提出します。

※希望の郷交流センター出張所でも転校の手続きをすることができます(例外あり)。

就学援助

就学援助費とは、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学校生活にかかわる経費(学用品費・医療費・学校給食費など)の一部を援助する制度です。

申請方法は、三郷市内の在籍学校及び市ホームページでお知らせします。

① 援助費を受けられるかた

三郷市に住民登録があり、三郷市立小・中学校に在籍する児童生徒の保護者または三郷市立以外の公立小・中学校に在籍する児童生徒の保護者で次のいずれかに該当する場合。

- ①生活保護を受けている世帯
- ②前年度に生活保護の停止または廃止を受けた世帯
- ③世帯全員が市民税非課税である世帯
- ④児童扶養手当を満額受給している世帯
- ⑤世帯全員の前年の総所得金額が認定基準額以下の世帯
- ⑥保護者の職業が不安定(失業中等)で生活状態が思わしくないと認められた世帯
- ⑦その他(理由の記入及び証明書類を提出し、教育委員会が認めた場合)

【この制度で受けられる援助】(費目・支給額・支給時期等)

令和6年度現在

費目		支給額	支給時期等
学用品費 通学用品費	小学校	第1学年	11,630(年額)
		他の学年	13,900(年額)
	中学校	第1学年	22,730(年額)
		他の学年	25,000(年額)
新入学用品費	小学校	第1学年	57,060円
	中学校	第1学年	63,000円
入学準備金	小学校	入学前	57,060円
	中学校	小学6年	63,000円
学校給食費	小学校		3,950円(月額)
	中学校		4,700円(月額)
修学旅行費	小学校	6年の参加者 実費支給限度額 26,380円	12月
	中学校	3年の参加者 実費支給限度額 60,910円	1回目…10月 2回目…12月
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	中学校	参加者 6,210円 (実費支給限度額)	12月(スキー教室は3月)
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	小学校	実費支給限度額 1,600円	3月
	中学校	実費支給限度額 2,310円	
日本スポーツ振興センター掛金	小・中学校	460円	7月(4・5月認定者のみ支給)

※生活保護を受けているかたは、修学旅行費(小学校6年生、中学校3年生)のみ支給します。
 ※年度ごとに支給額等が変更になる場合があります。
 ※1 前年度に入学準備金を受給されたかたは、新入学用品費の支給はありません。
 ただし、支給額に変更があった年度については、翌年度認定者のみ差額を支給します。



◀ 就学援助費の最新情報ははこちら

● 入学準備金(高校等・短大・大学)の貸付け ☎ 教育総務課 教育総務係 ☎ 930-7753

高等学校・高等専門学校(工業・商船等)・専修学校(高等課程で大学受験資格の得られる学校のみ)・短期大学・大学等(専門学校、各種学校は対象外)に入学を希望する生徒の保護者で、入学準備金の調達が困難なかたに対して、無利子で貸付けをしています(申請期間は10月中旬～翌年2月上旬まで)。

※貸付けは次の要件を全て満たすかたが対象となります。

- ・三郷市において住民登録され、かつ現に市内に居住している保護者であること
- ・入学を予定している子が、三郷市において住民登録され、かつ現に市内に居住していること
- ・入学準備金の調達が困難な保護者であること
- ・要件を満たす連帯保証人を立てられること

① 貸付けの限度額

- ・高等学校……………25万円以内(公立高等学校は15万円以内)
- ・専修学校…25万円以内
- ・大学・短期大学等…40万円以内

● 幼稚園の入園について

毎年10～11月ごろから次年度の園児募集をしています。入園などの問い合わせは各私立幼稚園へ。

私立幼稚園一覧

園名	所在地	電話番号
みさと幼稚園	鷹野1-183	955-1741
ちくみ幼稚園	彦沢1-19	952-4512
ゆたか幼稚園	戸ヶ崎2-576	955-2550
みさと団地みやおか幼稚園	彦成3-236	957-7362
新和幼稚園	新和2-186	953-2271
彦成幼稚園	谷口255-1	952-7008
三郷ひかり幼稚園	彦糸3-1-1	957-9532
天使幼稚園	彦成4-60-1	957-2350
わせだ幼稚園※	幸房1457-1	952-2807
栄光幼稚園※	高州1-174-1	955-0630
越谷保育専門学校附属 みさと団地幼稚園※	彦成4-321	958-3887
埼玉さくら幼稚園※	戸ヶ崎2336	969-4115
いなほ幼稚園※	早稲田7-13-12	957-2028
美咲こども園※	彦成3-94	954-7222

※認定こども園

● 生涯学習

☎ 生涯学習課 生涯学習係 ☎930-7759
北公民館 ☎957-0253

生涯にわたり自主的・自発的学びを支援し、健康で心豊かな生活を実現できるよう、さまざまな講座を行っています。

生涯学習事業案内「みさと学習情報ガイド」

生涯学習関連事業やサークル情報を掲載しています。図書館や地区文化センターなどで配布していますのでご利用ください(年1回発行)。

生涯学習情報コーナー

図書館や地区文化センターなどに掲示板を設置し、市内の団体・サークル、公共機関の生涯学習情報を掲示しています(最長1か月)。

みさとデジタルミュージアム

市ホームページにて、郷土資料館等で展示している内容を紹介しています。三郷の歴史・文化・民俗を学べます。

デジタルきたe公民館

市ホームページにて、生涯学習講座等の動画配信や事業の報告を掲載しています。

● 青少年教育

☎ 青少年課 事業係 ☎953-1040

次世代を担う青少年リーダーの養成や地域の青少年活動を促進するため、宿泊型体験事業等の実施や青少年団体の自主運営事業補助を行っています。

● 図書館利用案内

☎ 市立図書館 ☎952-8800
早稲田図書館 ☎958-1040
北部図書館 ☎958-8900

市内には、図書館3館(市立・早稲田・北部図書館)と、図書室4室(コミュニティセンター・東和東・彦成・高州地区文化センター図書室)と三郷中央におどりプラザ予約図書受取カウンターがあります。図書館(室)にある資料は、市内に住んでいるかた及び通勤・通学しているかたならどなたでも無料で利用できます。

▶開館時間

平日……………午前9時30分～午後7時
土・日曜日、祝日…午前9時30分～午後5時
(図書室は祝日を除く土・日曜日は午後6時まで開館)

休館日

市立・早稲田図書館…月曜日、第4木曜日(12月を除く)
北部図書館 ……金曜日、第4木曜日(12月を除く)
図書室 ……月曜日(コミュニティセンターは月曜日も開館)、センター休館日

※祝休日は開館し、図書館では振替休館をします。その他、年末年始(12月28日～1月4日)、特別整理期間(2月下旬または3月上旬)。

三郷中央におどりプラザ予約図書受取カウンター

予約していた本の受け取りと本の返却の他、資料検索機も設置しています。開館時間は午前9時～午後9時、休館日は年末年始です。図書返却ポストも備えており24時間本が返却できます。

資料利用券を作るには

資料を借りるときは、資料利用券が必要です。初めて借りるかたは、登録手続きをください。その場で、資料利用券をお渡しします。

※名前と住所を確認できるもの(保険証、運転免許証、マイナンバーカード、学生証など)をお持ちください。

資料を借りるとき

本は、1人20冊まで15日間借りられます。また本とは別に、CDが5点まで15日間借りられます。

資料を返すとき

市内の図書館(室)・三郷中央におどりプラザで返却できます。閉館しているときは、施設入口に設置してある返却ポストをご利用ください。

※CDは、返却ポストへ返却できません。図書館(室)のカウンターにお返しください。コミュニティセンター図書室には返却ポストはありません。

調べ物やわからないことは職員へ

さまざまな疑問・調べものなどで資料をお探しのかたのお手伝いをします。

オンラインデータベースの利用について

図書館3館で下記のデータベースが利用できます。

- 国立国会図書館デジタルコレクション
- 法情報総合データベース[D1-Law]
- 官報情報検索サービス

活字による読書が困難なかた

目の不自由なかたに、対面朗読、点字図書、録音図書(DAISY、カセットテープ)の貸出などのサービスを行っています。その他、利用に不自由のあるかたはご相談ください。

図書館ホームページ

市内図書館(室)で所蔵している資料を、インターネットを利用して検索できます。くわしい利用案内や行事案内、休館日、おすすめの本のリスト、お知らせなどもご覧になれます。

<https://www.lib.misato.saitama.jp/>

パスワードについて

パスワードを登録すると、所蔵資料の予約、貸出・予約状況の確認、借りている資料の貸出延長ができます。登録はご自身のパソコンやスマートフォン等から行うことができます。

三郷市電子図書館

インターネットがつながるパソコンやスマートフォンで、電子書籍を借りて読むことができます。

三郷市電子図書館を利用できるのは、三郷市内に在住、在勤、在学しているかたです。市ホームページから利用登録を行うことができます。

<https://www.d-library.jp/misato/g0101/top/>



● コミュニティ・文化施設

施設名	設備	開館時間	休館日
文化会館 ☎957-2511	大・小ホール、大・中・小会議室、和室、視聴覚室、練習室1・2、展示室	午前9時～午後9時30分	12月28日～翌年1月4日及び第2・4・5月曜日 ※月曜日が祝日及び振替休日にあたる場合は開館します。
鷹野文化センター ☎956-9010	ホール、体育室、大会議室、会議室、和室、調理実習室、遊戯室兼工作室、展示コーナー	午前9時～午後9時30分 (ホール以外は午後9時まで)	
コミュニティセンター ☎955-7201	ホール、図書室、和室、展示コーナー、集会室1・2、ボランティアビューロー	午前9時～午後9時30分 祝日は午前9時～午後5時 (日曜日が祝日に重なった場合は通常どおり)	12月28日～翌年1月4日
東和東地区文化センター ☎953-0211	体育室、図書室、遊戯コーナー、工作室、集会室、大・小会議室、和室、調理実習室		
彦成地区文化センター ☎958-3113	体育室、図書室、遊戯コーナー、工作室、集会室、大・小会議室、和室、調理実習室	午前9時～午後9時 祝日は午前9時～午後5時 (日曜日が祝日に重なった場合は通常どおり)	12月28日～翌年1月4日及び月曜日 ※月曜日が祝日及び振替休日にあたる場合は開館します。
高州地区文化センター ☎955-6600	図書室、遊戯コーナー、工作室、集会室、多目的ホール、大・中・小会議室、和室、調理実習室		
戸ヶ崎ふれあいひろば ☎955-3780	会議室	日曜日、木～土曜日 午前9時～午後9時	12月28日～翌年1月4日及び水曜日 ※水曜日が祝日にあたる場合は開館します。
ふれあいの郷下新田 ☎955-8111		月・火曜日 午前9時～午後5時	

※利用料金は各施設にご確認ください。また、インターネットの予約案内システム等で予約できる設備もあります。事前のシステム利用登録が必要ですので、くわしくは市ホームページをご覧ください。各施設へお問い合わせください。

施設名	設備	開館時間	休館日
世代交流館ふれあいパーク ☎957-2089	交流サロン、和室、多目的室、土間コーナー、広場	4月1日～9月30日 午前9時～午後6時 10月1日～3月31日 午前9時～午後5時	12月28日～翌年1月4日
瑞沼市民センター ☎950-2277	体育館、多目的室、調理室、和室、講座室、会議室、パソコン室、工作室、音楽室など	午前9時～午後9時	12月28日～翌年1月4日
ピアラシティ交流センター ☎954-7294	体験学習室、調理実習室、会議室、和室、コミュニティダイニング、子どもあそび室	午前9時～午後9時	12月28日～翌年1月4日及び第1日曜日の翌日 ※第1日曜日の翌日が祝日にあたる場合は開館します。
三郷中央におどりプラザ ☎948-7688	パスポートセンター、会議室、放送大学三郷中央校、カフェ、印刷作業室、予約図書受取カウンターなど	午前9時～午後9時 (パスポートセンターは午後4時30分まで)	12月29日～翌年1月3日 パスポートセンターは土曜日、祝休日、年末年始 ※祝日と日曜日が重なる場合は業務を行います。
希望の郷交流センター ☎953-9601	北児童館、多目的室、音楽室、市役所出張所、会議室、温浴室、和室など	午前9時～午後9時 (北児童館は午前9時～正午、午後1時～5時)(温浴室は午前10時30分～午後3時30分)(市役所出張所は午前8時30分～午後5時15分)	12月29日～翌年1月3日 ※市役所出張所の休所日は施設にお問い合わせください。



世代交流館ふれあいパーク



瑞沼市民センター



ピアラシティ交流センター



三郷中央におどりプラザ

● 市内の学習・教育施設

郷土資料館(わくわくライブラリー内)

☎952-8800(市立図書館と共通)
生涯学習課 生涯学習係 ☎930-7759

三郷の文化と歴史に関する地域資料を収蔵・展示しています。

▶開館時間

火～金曜日……………午前9時30分～午後7時
土・日曜日、祝休日…午前9時30分～午後5時

▶休館日 月曜日・第4木曜日(その日が祝休日の場合は開館し、振替の休館日があります)・年末年始(12月28日～1月4日)

▶入館料 無料

彦成小学校講堂記念館

☎953-5251
生涯学習課 生涯学習係 ☎930-7759

大正15年に建築された建物を利用し、三郷の教育や農具・民具などを展示しています。

▶開館時間 毎週火・木・土・日曜日…午前10時～午後4時
(祝休日・12月29日～1月3日は休館)

▶入館料 無料

青少年ホーム

☎953-1040

生涯学習や青少年の学習、憩いの場として、各団体が活動しています。また、会合やサークル活動等の会場としても気軽に利用することができます。

▶開館時間

平 日…午前9時～午後9時
日曜日…午前9時～午後5時

▶休館日 祝休日、年末年始(12月28日～1月4日)

北公民館

☎957-0253

地域の生涯学習・社会教育に関わる、さまざまな事業を行っています。

▶開館時間

午前9時～午後5時

▶休館日

毎月第2・4・5日曜日及び第1・3日曜日の翌日(ただし、その日が祝日及び振替休日にあたる場合は開館し、その翌日を休館します)。年末年始(12月28日～1月4日)

岩野木集会場

☎953-3500

地域住民の福祉の向上を図るため、会議等の場を提供しています。

● 学校開放・スポーツ活動

☎スポーツ振興課 管理係・スポーツ振興係
☎930-7770

小学校では校庭・体育館を、中学校では体育館を地域の体育施設として開放しています。また、さまざまなスポーツ教室・講習会・各種スポーツイベントを行っています。

● 市内の体育施設

施設		利用時間	申し込み
総合体育館 茂田井2 ☎953-6121	【一般・団体利用】 ・メイン・サブアリーナ(バスケットボール・バレーボール・バドミントン・卓球など) ・武道場(剣道・柔道など) ・多目的室、会議室 【個人利用】 ・トレーニングルーム(高校生以上) ・ランニングコース ・武道場 ・多目的室	午前9時～午後9時 ※利用時間には、準備・後片付けの時間も含まれます。 〈休館日〉年末年始及び第2・4・5月曜日 ※月曜日が祝休日にあたる場合は開館します。	【一般・団体利用】 利用する日の3か月前の初日～10日までの間に抽選の申し込みをし、11日に抽選で当選したかたは、12日～18日までの間に本申し込みをしてください。19日以降は、先着順に申し込みができます。予約案内システムを利用した場合の料金は口座振替となりますので登録が必要になります。未登録の利用者は窓口での申し込みとなります(料金全納)。 【個人利用】 (高州地区体育館は除く)利用当日、受付で手続きを行ってください。利用状況によって利用できない場合があります(トレーニング室を除く)。 ※トレーニング室の利用は、講習会を受講したかたに限りです。
高州地区体育館 高州3-29 ☎956-7871	・体育室(バスケットボール1面、バレーボール2面、卓球台12台、バドミントン3面) ・会議室	午前9時～午後9時 月曜休館 ※月曜日が祝休日にあたる場合は開館します。	
勤労者体育館 谷口571 ☎953-1041	・体育室(バレーボールまたはバスケットボール2面、バドミントン6面、卓球台24台) ・格技室 ・トレーニング室(高校生以上)	午前9時～午後9時 (日曜日は午後5時まで) 〈休館日〉祝休日、年末年始(12月28日～1月4日)	

(注) 予約案内システムにより、インターネット等で予約できます。事前のシステム利用登録が必要となりますので、くわしくは市ホームページをご覧ください。

● 屋外施設

施設	利用時間	申し込み
セナリオハウス フィールド三郷 陸上競技場 泉3-4 ☎954-2720	午前9時～午後9時 ※利用時間には、準備・後片付けの時間も含まれます。 〈休館日〉年末年始	【専用利用】(貸切) ・専用利用予約を行うには登録が必要となります。利用日の2か月前の月の19日から陸上競技場窓口で利用申し込みを受付けます。 ・使用料のお支払いは施設の予約時に券売機で利用券を購入していただきます。 【共用利用】(個人・団体の陸上競技種目利用) ・共用利用日に券売機で個人または団体利用券を購入することで利用できます。

● 公園・グラウンド

☎ スポーツ振興課 管理係 ☎930-7760

早稲田公園

昭和53年に近隣公園として、開園した公園です。3月下旬～4月上旬には約90本の桜が咲きます。

三郷スカイパーク

中川水循環センター上部に位置する公園で、約7haの広さがあり、サッカーやグラウンドゴルフなどを楽しめる全面芝生の多目的広場や、1周約920mのウォーキングコースがあります。

県営みさと公園

東京都の水元公園と向かい合い一体的な美しい水辺空間を形成した、昔ながらの田園風景をイメージした公園です。また、バーベキューができる炊飯場があり、通年で貸し出しています。

バーベキューの申し込みは：**みさと公園管理事務所**
☎955-2067

● 市内の主な有料公園

No.	公園名	施設
1	早稲田公園	テニスコート3面、プール(夏期のみ。チケットを購入して入場)
2	番匠免運動公園	テニスコート8面、野球場3面、多目的広場1面
3	半田公園	野球場4面(野球としては2面、ソフトボールとしては4面兼多目的広場1面)
4	江戸川運動公園	サッカー場1面、多目的広場4面(うち兼サッカー場1面)、ソフトボール場3面、少年野球場(ソフトボール可)4面、野球場5面
5	三郷スカイパーク	多目的広場5面(うちサッカー場1面、少年サッカー場4面、少年野球兼ソフトボール場1面)
6	ららシティくすのき公園	テニスコート2面

※施設利用申し込みは、スポーツ振興課窓口または予約システムによる申し込み(事前に利用者登録が必要)となります(No.5、6の施設は予約システムでの申し込みはできません)。

抽選申し込み(土・日曜日、祝休日利用分)		空き利用申し込み
早稲田公園・番匠免運動公園テニスコート、番匠免運動公園野球場		
申し込み	・利用日2か月前の1日～10日までの間に抽選の申し込みを受付 ☆4時間以上まとめて抽選の申し込みを行うこともできますが、その場合、予約の一部分だけを取り消すことができなくなります	・利用日の2か月前の月の19日～利用日当日まで、先着順に申し込みを受け付けます ☆利用回数に制限はありませんが、同日の同時帯に複数の面は申し込むことはできません ☆三郷スカイパークについては、利用日の前日(グラウンドゴルフの利用については当日)まで予約を受け付けます
抽選	・11日に抽選で当選したかたは、12日～18日までの間に当選の確定手続きを行ってください ☆当選の確定手続きをされない場合は、当選を辞退したものとし、19日から先着順の空き申請において解放されます ※予約システムから申し込まれた場合、抽選結果は予約システムのホームページ上で確認いただけます。また、あらかじめ登録することで、ご希望のメールアドレスへ送信することもできます。	
取消	・利用日前9日以内に取消をした場合、使用料と同額の取消料が発生します。 ※複数の時間帯をまとめて借りた場合、その中の一部分のみの取り消しは行えません。	

施設名	区分	使用料		備考	
		平日・土曜日	日曜日・祝休日		
テニスコート	一般	1,000円	1,000円	1面分2時間あたりの使用料です	
	高校生以下	500円	500円		
野球場、サッカー場 多目的広場	一般	1,200円	2,500円		
	高校生以下	600円	1,200円		
多目的広場(半田公園)	一般	5,000円	10,000円		1面分4時間あたりの使用料です
	高校生以下	2,500円	5,000円		
三郷スカイパーク	多目的広場、少年サッカー場	—	2,000円	1面分2時間あたりの使用料です	
	サッカー場	—	6,000円		上記多目的広場3面分2時間あたりの使用料です

※越谷・草加・八潮・吉川市、松伏町にお住まいのかたや在勤、在学しているかたは、上記表の使用料です。その他の地域のかたの使用料は、上記表の倍額となります。

※使用料のお支払いは、窓口での申し込みの場合は申し込み時に現金でのお支払いとなります。予約システムによる予約の場合は、利用日の翌月26日(休日の場合は翌営業日)に口座引き落としでのお支払いとなります。



ごみ・上下水道

● ごみの出し方

ルールを守って清潔なまちに

☎ クリーンライフ課 清掃美化係 ☎930-7718

ごみは透明または半透明の袋に入れ、収集指定日の午前8時までに、決められた集積所に出してください。地域別の「わが家のごみ・資源物収集カレンダー」を参照してください。なお、家庭ごみは収集日が祝休日でも収集する定曜収集(年末年始を除く)を実施しています。

※事業に伴うごみは集積所に出せません。別途収集契約が必要です。

ごみ分別表

● 集積所に出せるごみ

項目/収集日	主なもの	出し方
もえるごみ 週2回	<ul style="list-style-type: none"> ・台所ごみ(料理くず、お茶がら、貝殻など) ・プラスチック製品(発泡スチロール、ビデオテープ、など) ・皮革、合成皮革製品 ・ゴム製品 ・作業着等汚れがひどい服 ・枝、板切れなど 	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみは水分をよく切り、透明・半透明の袋に入れて出してください ・油は紙などに染み込ませてください ・小枝や板切れは、長さ60cm・直径10cm未満に切り、ひもで結んでください ・金属の付いているものは、金属をはずしてから出してください
びん・かん 月2回 (第1・3週)	<ul style="list-style-type: none"> ・空きびん ・空きかん 空きかんは下記リサイクルマークがついているものが対象です。(マークがないものは「もえないごみ」へ)  	<ul style="list-style-type: none"> ・透明・半透明の袋に入れて出してください ・水洗いして、びんのキャップは外してください ・一升びん等、販売店で回収しているものは、そちらに出してください ・スプレー缶は、使い切ってから屋外の火気のないところで穴をあけて出してください



項目/収集日	主なもの	出し方
もえないごみ 月2回 (第2・4週)	<ul style="list-style-type: none"> 金属類(鍋、やかん、包丁、一斗缶) せともの 割れたガラス 小型電化製品 傘 ガスレンジ びんのキャップ(金属製)など 	<ul style="list-style-type: none"> 透明・半透明の袋に入れるか、ひもで結んで出してください 乾電池を使用しているものは乾電池をはずしてから出してください 包丁・割れたガラスなどの鋭利なものは、新聞紙等に包んで「キケン」と表示してください 石油ストーブは灯油を完全に抜いてから出してください
有害ごみ 月2回 (第2・4週)	<ul style="list-style-type: none"> 蛍光管 体温計(水銀) 乾電池 ライター 	<ul style="list-style-type: none"> 透明・半透明の袋に入れて出してください 蛍光管は割らないように、新聞紙等に包んで袋に入れてから出してください 電子体温計はもえないごみで出してください 乾電池はなるべく回収ポスト(公共施設に設置)へ出してください
資源古紙・布類 月2回 (第2・4週)	<ul style="list-style-type: none"> 資源古紙(新聞・雑誌(ざつがみ含む)・ダンボール・紙パック) 布類(コート・カーテン・セーター・制服・タオル・シーツ等) 	<ul style="list-style-type: none"> ▼集積所へ 資源古紙は(ざつがみは紙袋に入れて)十字にしぼって出してください 布類は洗濯し、たたんで透明のビニール袋に入れて出してください ▼集団資源回収へ 町会や子ども会、PTAなどの地域の集団資源回収へ。品目ごとにひもで結び、主催者の指定する出し方を守ってください。 ※ぼろ布はもえるごみへ。

項目/収集日	主なもの	出し方
ペットボトル 月2回	 <ul style="list-style-type: none"> 左記マークのついた飲み物(清涼飲料水、ミネラルウォーターなど) しょうゆ、酒、みりん等の無色透明のペットボトル 	<ul style="list-style-type: none"> キャップ・ラベルを外してください。ラベルはもえるごみとして出してください ※キャップはボトルと一緒にネット袋へ。 つぶして、体積を小さくしてください。固いボトルなどは無理につぶす必要はありません 飲み残しがないよう、軽く中をすすいで、水切りをしてください 収集日に集積所の専用収集用ネット袋にボトルとキャップを入れてください

●集配所に出せないごみ

項目/収集日	主なもの	出し方
粗大ごみ 地区ごとに週1回	<ul style="list-style-type: none"> たんす 自転車 ストーブ げた箱など <p>※60cmを超え2m未満(竿もの除く)のもので、おおむね50kg以内であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 戸別収集を申し込む場合 電話で申し込む(門扉等前または1階の出入口まで出してください) ※基本手数料1,000円+1点(組)500円。 粗大ごみ受付センター ☎0120-80-5383 直接、不燃物処理場へ持ち込む場合 月～金曜日(祝休日を除く)…午前9時～正午、午後1時～3時 第1日曜日及び第4土曜日…午前9時～正午、午後1時～3時 ※土・日曜日に直接持ち込む場合は、事前予約が必要です。 事前予約用電話番号 ☎0120-53-7489 ※200円/10kg。
事業ごみ	<ul style="list-style-type: none"> 飲食店・商店・事業所・会社等から出る全てのごみ 	<p>事業ごみは、法律で自己処理が義務づけられているため、市の許可業者に委託してください。産業廃棄物は下記にお問い合わせください。</p> <p>越谷環境管理事務所 ☎966-2311</p>
家電4品目	<ul style="list-style-type: none"> テレビ 冷蔵庫(冷凍庫含む) エアコン 洗濯機・乾燥機 	<p>方法① 購入店、買い替え店もしくは特定家電引取協力店(ヤマダ電機 テックランド三郷店)に処理を依頼(有料)してください</p> <p>方法② 郵便局で家電リサイクル券を購入し、指定引取場所まで直接持ち込むか、市内の許可業者に収集運搬を依頼(有料)してください</p> <p>【指定引取場所】 株式会社信光物流新三郷DC 場所:仁蔵194 ☎954-7586</p>

項目/収集日	主なもの	出し方
処理困難物	<ul style="list-style-type: none"> タイヤ 車の部品 ブロック 消火器 ピアノ ペンキ 廃油 バイク(原付) バッテリー 建築廃材 灰 LPガスボンベ 耐火金庫 注射針 パソコン 	<ul style="list-style-type: none"> 購入店で引き取ってもらうか、専門の処理業者に依頼(有料)してください 消火器は 消火器リサイクル推進センター ☎03-5829-6773 パソコンは購入したメーカーに依頼。回収するメーカーがない場合は 一般社団法人パソコン3R推進協会 ☎03-5282-7685 バイクは、廃棄二輪車取扱店へお問い合わせください。または 二輪車リサイクルコールセンター ☎050-3000-0727

▶公共施設でリサイクル品を回収しています

市内公共施設にて、ご家庭で不要になったものうち、以下の品目を回収しています。

●回収品目

- ①インクカートリッジ
- ②乾電池
- ③充電式電池(ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池)
- ④小型家電(投入口(横40cm×縦15cm)に投入できる携帯電話・ゲーム機・デジカメ・ノートパソコン等)
※個人情報を消去してから投入してください。

●回収施設

回収施設	回収している品目
市役所本庁舎1階	①②③④
文化会館、各地区文化センター、コミュニティセンター、希望の郷交流センター出張所、早稲田図書館、北部図書館	①②③
健康福祉会館、瑞沼市民センター、総合体育館、各老人福祉センター、市立図書館、各児童センター、世代交流館ふれあいパーク、勤労者体育館、さつき平管理センター	①②
ららぽっとみさと	①
市内各小中学校	②

※購入時の箱や、ビニール袋等から出して、本体のみ投入してください。
※ボタン電池は回収対象外です。お近くの電化製品小売店等または以下へご相談ください。

・ボタン電池について…一般社団法人電池工業会
☎0120-266-205

生ごみ処理容器・処理機に補助金を交付

☎クリーンライフ課 清掃美化係 ☎930-7718

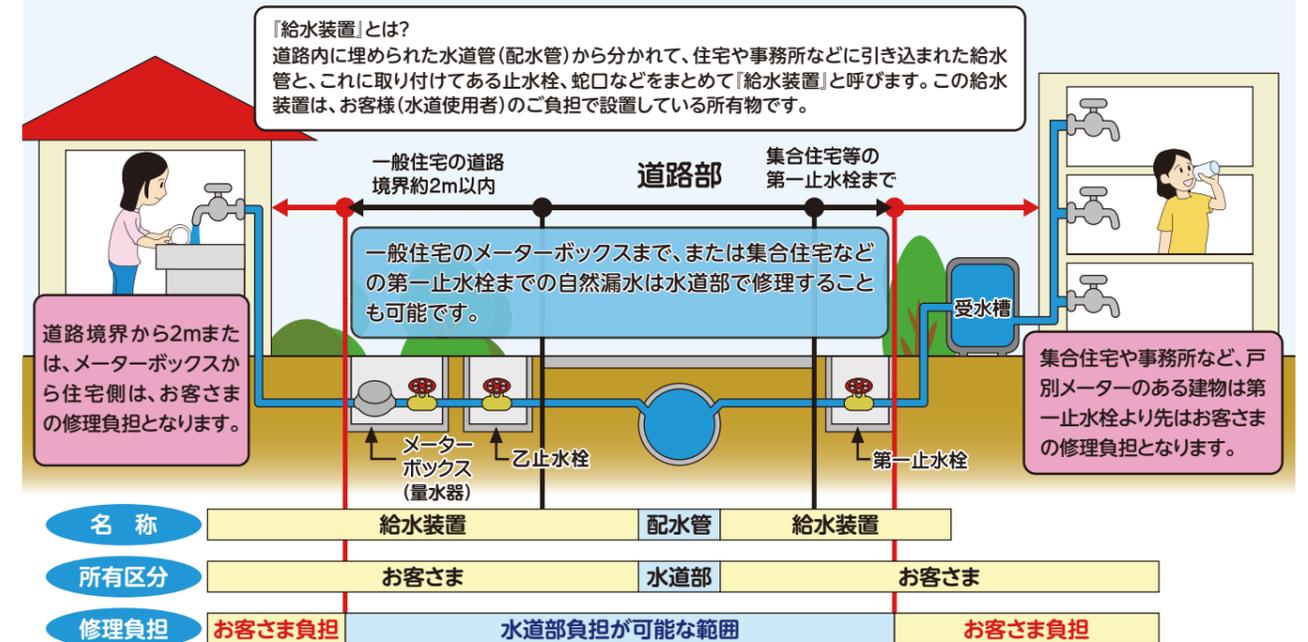
市では、家庭から発生する生ごみを減量するため生ごみ処理容器等を購入・設置した世帯に補助金を交付しています。

水道

水道の使用開始・使用中止、水道使用者等の変更、支払方法(口座振替、クレジットカード払い)の変更、水道料金、水道使用水量、水道メーター交換の問い合わせ	水道部 業務課料金係	☎952-7102
水道水の水質に関する問い合わせ	水道部 施設課施設係	☎952-7101
水道の新設や改造・修理等に関する相談、受水槽の管理、指定給水装置工事事業者に関する問い合わせ	水道部 施設課給水係	☎952-7101
道路上の漏水の連絡	水道部 施設課工務係	☎952-7101
住宅内の水漏れ、水道の故障、修理工事	お近くの指定給水装置工事事業者へ	P.94参照
	マンションなどの共同住宅にお住まいのかたは、事前に所有者・管理者・管理会社へご確認ください。	
みさと団地・早稲田団地にお住まいのかた	みさと団地 管理サービス事務所	☎957-5023
	三郷早稲田パークハイツ 管理サービス事務所	☎958-5053
	東埼玉住まいセンター	☎941-5311
	[夜間及び日曜日・祝日の場合] 日本総合住生活(株) 緊急事故受付センター	☎0570-002-004

漏水かな?と思ったら

- 給水装置はお客様の所有物であるため、お客様にて適切に維持管理を行う必要があります。ただし、以下の図の修理負担の範囲でしたら、状況により水道部の負担で修理を行うこともできます。
- 水道部で行う修理は、給水装置のみの修理であり、漏水により生じた外構などの損傷を修理するものではありません。
- ご不明な点がございましたら、水道部(☎048-952-7101)へご連絡をお願いいたします。



漏水を見つけたら!

- 戸建ての場合はハウスメーカーや工事事業者の保証期間等があるか確認してください。(メーターボックスの蓋の裏に連絡先が記載されている場合があります)
- 借家やマンションなどの共同住宅にお住まいのかたは、大家さんや建物の所有者、管理者、管理会社へ連絡してください。
- 修理費用は、給水装置の所有者または使用者の負担となりますので、あらかじめ工事事業者にご相談していただくことをお勧めいたします。(見積もりの作成及び現地調査のみでも費用が発生する場合がありますので確認してください)
- 水道部負担区分であっても、メーターボックス(量水器)や止水栓等の交換の必要がある場合はお客様のご負担となります。
- 地下埋設管等の漏水では、条件により水道料金の軽減を申請できる場合があります。

下水

☎ 下水道課 計画管理係 ☎930-7737

公共下水道は、台所・トイレなどから出る汚水を衛生的に処理し、みなさんの住環境を良好にする施設です。下水道使用区域になりましたら、早めに接続をお願いします。なお、雨水は公共下水道に流せませんので、道路側溝または排水路に流してください。

排水設備工事

排水設備の工事は、必ず「三郷市指定下水道工事店」に依頼しましょう。なお、指定金融機関から工事資金を借りかたに一定条件で利子相当の補助を行っています。

受益者負担金・下水道使用料

公共下水道の整備が完了したときに、土地の面積に応じて1㎡あたり500円の「受益者負担金」がかかります。下水道使用料は、原則として2か月ごとに水道料金と一緒に納めます。

市内の指定給水装置工事事業者・下水道工事店

※詳細については、各指定工事店にご確認ください。
※市外の指定工事店は担当課へお問い合わせください。

名称	所在地	電話番号	水道	下水道
(有)宮田鑿泉工業所	谷口77	952-1343	●	●
(株)八丸建工	谷口1276-1	969-4102	●	—
(有)染谷工業	谷口81-1	951-0125	●	●
(株)三郷興業	半田484-1	957-3001	—	●
(有)ティー・ケイ・ビー・スズキ	彦江1-91	952-9922	●	●
(株)石原工務店	彦沢1-12	953-2335	—	●
近代住機(株) 埼玉支店	彦川戸 1-218-15	949-1191	—	●

名称	所在地	電話番号	水道	下水道
松井産業(株)	彦成1-1	957-8511	●	—
(有)ナガノ	彦成1-20-7	951-4527	—	●
(有)福田設備工業	彦成2-148-3	959-5354	●	●
(株)リビング	彦成2-205	960-0141	●	●
(株)ミナト建設	彦成3-224-1	959-1853	●	—
(有)山崎水道	彦音2-39-1	957-3480	●	●
(有)トバリ管工	彦糸1-96	954-9002	●	●
(株)稲垣組	采女1-229-5	948-6413	—	●
YK設備	泉1-15-8	915-6136	●	—
(株)CHIYODA	天神1-500-1	090-2321-8669	●	●
(株)田中屋	三郷1-30-9	952-3061	●	●
(株)角水道工業	三郷3-6-3	952-5580	●	●
(株)すばる建設	三郷3-6-6	952-8338	—	●
(株)磯部工業	東町46	955-4905	●	●
日本サービス(株) 埼玉営業所	東町132	956-5960	—	●
(有)鎌田設備	東町197	955-1379	●	●
篠田忠(株)	高州2-105-1	955-3131	●	●
(株)大全建設	高州2-133-2	956-1004	●	—
(有)富士光	寄巻958-65	955-7320	●	—
東埼玉住設(株)	戸ヶ崎 1-534-4	955-8210	●	●
(有)鈴木水道工業所	戸ヶ崎2-261	956-2590	●	●
(株)三栄興業	戸ヶ崎3-347	955-1632	—	●
田中水道工業所	栄4-8-2	949-1927	●	●
西本設備	新和2-286-7	952-2839	●	●
(株)山崎管工	鷹野2-221	955-3449	●	●
(株)菊名	鷹野3-433-1	949-6733	—	●
(株)クリエーティブ	鷹野4-92	948-6334	●	●
(有)管工企画三英	鷹野5-89	955-2025	●	●
(有)ハマシマ	鷹野5-511	955-3121	●	●
ビッグワンプラン ミィング	前間463-5	959-6777	●	●
(株)篠田設備	仁蔵448-1	954-8625	●	●
(有)皆良	幸房124-1	954-6991	●	●
(株)アクセス	幸房538-2	952-2700	●	●
荒井設備	幸房1442-1	952-5715	●	●
(株)KOYU設備	中央2-1-4	954-5345	—	●
(株)戸部商事	中央5-36-9	952-1551	●	●
(株)ウォーターライントベ	岩野木135	951-3380	●	●
(有)富田住設	早稲田 8-9-2-402	958-7868	●	—
(有)佐藤住設	早稲田8-10-6	959-3746	●	●

浄化槽の管理

☎ クリーンライフ課 清掃美化係 ☎930-7718

浄化槽は、最も身近な汚水処理施設です。①～⑦のいずれかに該当したときは、市役所への届出が必要です。
①浄化槽を設置するとき(建築確認申請を伴わないとき)
②浄化槽を使い始めたとき
③浄化槽の管理者(所有者等)を変更したとき
④浄化槽の技術管理者を変更したとき(501人槽以上の浄化槽をお使いの場合)
⑤下水接続や家屋の取り壊し等により、浄化槽を使わなくなったとき
⑥浄化槽の使用を1年以上休止するとき
⑦休止した浄化槽の使用を再開するとき

保守点検(年3～4回)

浄化槽の点検、薬品の補充、簡易補修といった日常のメンテナンス作業です。県知事登録を受けた保守点検業者に依頼してください。

清掃(年1回以上)

浄化槽に溜まった汚泥等を引き抜き、槽内を洗浄する作業です。市長の許可を受けた浄化槽清掃業者に依頼してください。

●浄化槽清掃業者一覧表(順不同)

名称	所在地	電話番号
(株)島村興産	三郷2-7-4	☎952-2038
(株)三郷興業	半田484-1	☎957-3001
(株)三栄興業	戸ヶ崎3-347	☎955-1632
(有)根本清掃	戸ヶ崎4-256	☎955-2466
(有)鈴木清掃	谷口111-1	☎952-1067
新井清掃(株)	采女1-5-2	☎957-8110

法定検査

☎ (一社)埼玉県浄化槽協会 法定検査部 ☎048-501-5707

保守点検や清掃が適正に行われ浄化槽の機能が発揮されているかを確認する検査です。浄化槽を使い始めてから3～5か月の間に行う「設置後等の水質検査」(7条検査)と、その後毎年1回定期的に行う「定期検査」(11条検査)があります。

●合併処理浄化槽転換に補助金を交付

☎ クリーンライフ課 清掃美化係 ☎930-7718

水質汚濁防止のため、合併処理浄化槽に転換した対象の個人に補助金を交付しています。

男女共同参画社会をめざして

全ての人々が個人として尊重され、人権を侵害するあらゆる暴力を根絶し、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた環境づくりに取り組んでいます。

配偶者暴力相談支援センター

☎ 配偶者暴力相談支援センター ☎930-7834

DV被害に関するワンストップの相談窓口です。パートナーからの暴力や暴言について相談を受け付けます。

女性相談

☎ 人権・男女共同参画課 ☎930-7751

自分の生き方やからだのこと、人間関係、ドメスティック・バイオレンス等、女性のための相談窓口です。

苦情処理の申出

☎ 人権・男女共同参画課 ☎930-7751

男女共同参画社会づくりに関する施策や、その推進を妨げると認められる事案について申出ができ、それについて苦情処理委員が必要な調査を行い、助言・意見表明・勧告・是正等を行います。

消費生活に関する出前講座

☎ 生活安全課 くらし安心係 ☎930-7724

町会等の集会へ、講師（消費生活相談員など）を無料で派遣し、悪質商法対策などの講座を開催します。開催を希望する日の1か月前までに、ご連絡ください。

ふくし全般の相談窓口

☎ ふくし総合支援課 ふくし総合相談室 ☎930-7730

市民のみなさんからの福祉分野に関するさまざまなご相談をお受けすると共に、適切な担当課と連携を図りながら各種福祉サービスの紹介を行っています。

生活困窮者自立支援制度

☎ ふくし総合支援課 ふくし総合相談室 ☎930-7823

生活に困窮する世帯に対し、課題が複雑化・深刻化する前に、その状況に応じた相談支援を行う制度です。また、失業等による経済的な問題をお持ちのかたから就労などの相談に応じ、一人ひとりの状況に応じた継続的な支援を行います。

生活保護

☎ 生活ふくし課 支援1・2係 ☎930-7777

生活に困窮している世帯に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障すると共に、再び自分たちの力で生活できるように支援する制度です。

市営住宅

☎ 市有財産管理課 管理係 ☎930-7766

応募資格

- 原則として同居する親族がいること
- 入居しようとする世帯全員の収入の総額が基準以下であること
- 市内に1年以上居住し市税を完納していること
- 現に住宅に困窮していること
- 入居しようとする世帯全員が暴力団員でないこと

名称	所在地	戸数
大広戸団地	三郷3-14-9	4戸(2K)
武蔵野団地	半田672-3	15戸(2DK)
横堀団地	鷹野3-115-1	30戸(2UDK)

武蔵野団地及び横堀団地にて空きが生じた場合に、市の広報紙等で募集のお知らせをします。なお、大広戸団地については施設老朽化のため、募集を行いません。

貸付制度

☎ 社会福祉協議会 ☎953-4191

貸付には審査があり、ご希望に沿えない場合もあります。

生活福祉資金

低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の安定した生活と経済的自立を図ることを目的とした貸付制度です。

福祉資金

低所得世帯に対し、不測の出費または一時的に生計の維持が困難である場合に、短期の生活維持のための貸付と相談援助を行います。

町会・自治会等

☎ 市民活動支援課 市民交流係 ☎930-7714

町会・自治会等は、地域に住む人たちが住みよいまちづくりを目指し、自主的に組織されたみなさんに一番身近な自治組織です。地域のさまざまな問題の解決に取り組むと共に、ふれあいの輪を広げ、人々の連帯意識の向上に努めています。みなさんも町会・自治会等へ加入しましょう。

主な自治会活動

- 防犯・防災及び交通安全運動への協力
- 排水路の清掃や薬剤散布、資源回収等の環境美化活動の推進
- 共同募金等の社会福祉に対する援助
- 盆踊り・運動会等の地域の親睦活動
- 地域情報の提供

自転車駐車場

●三郷駅

北口自転車駐車場	☎958-4291
早稲田自転車駐車場	
北口側道自転車駐車場	
南口自転車駐車場	☎959-5170
放置自転車保管所	

●新三郷駅

西口自転車駐車場	☎959-5981
東口自転車駐車場	☎959-2119

●三郷中央駅

三郷中央駅北側自転車駐車場	☎952-9151
三郷中央駅西側自転車駐車場	
三郷中央駅西側第2自転車駐車場	

三郷市の市外局番は048です。

◎放置自転車保管所受付

火・土曜日…午前10時～午後6時
(祝休日、年末年始は除く)

◎放置自転車撤去手数料

自転車2,000円、バイク5,000円

ボランティアセンター

☎ 社会福祉協議会 ☎953-4191

ボランティア活動に関する相談・情報提供・講座・研修及び必要な器材の貸し出しなどを行い、ボランティア活動を支援する窓口です。

ボランティア災害補償

☎ 市民活動支援課 市民交流係 ☎930-7714

「三郷市ボランティア活動等災害補償」は、市内に活動の拠点を置く市民団体等が、社会教育活動、青少年育成活動、社会福祉活動、地域社会活動などで行われる公益性のあるボランティア活動の活動中に発生した不測の事故に対して補償をすることにより、市民のボランティア活動の健全な育成発展を図ることを目的としています。ボランティア災害補償の適用を受けようとする市民団体等は、保険料等の負担はありませんが、原則として登録が必要です。

※政治、宗教及び営利を目的とする活動等は除きます。

損害賠償責任事故

市民団体等、指導者、社会奉仕活動及び社会福祉活動の参加者が、ボランティア活動中に過失により当該活動の参加者または第三者の身体、財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故。

	限度額
身体賠償(対人)	1人 6,000万円 1事故 2億円
財物賠償(対物) 保管物賠償	1事故 100万円

※免責金額は、1事故1万円。

傷害事故

市民団体の指導者、ボランティア活動等の遂行に責任を負う者及び参加者がボランティア活動中に急激かつ偶然な外来の事故により負傷し、または死亡した事故。

	限度額
死亡補償金	1人 300万円
後遺障害補償金	1人 9万円～300万円
入院補償金	1人 1日3,000円
手術補償金	手術の種類に応じて、入院補償日額の10倍・20倍・40倍の額
通院補償金	1人 1日2,000円

● 交通災害共済

☎ 生活安全課 交通安全係 ☎930-7720

加入者が共済加入期間中、交通事故で死亡あるいは負傷したとき、見舞金をお支払いする相互扶助制度です。

市の住民基本台帳に記録されているかたが加入できます。

生活安全課または、希望の郷交流センター出張所で受け付けます。また、市内のゆうちょ銀行・郵便局で申し込みができます。なお、共済会費の年額は500円です。

共済期間は毎年4月1日～翌年3月31日の1年間です(4月1日以降の加入は、加入の翌日～3月31日)。受付は3月1日から開始します。見舞金は治療実日数に応じて支給されます。

● 犬の登録・狂犬病予防注射

☎ クリーンライフ課 環境保全係 ☎930-7716

犬の登録は生涯1回、狂犬病予防注射は毎年1回行うことが義務づけられています。また、鑑札・狂犬病予防注射済票は、必ず犬の首輪につけてください。散歩中の犬のフンは持ち帰りましょう。

こんなときは届出を

- 登録されていない犬を新たに飼い始めたとき(子犬は生後91日になったら)30日以内に登録(有料)
※マイクロチップが入っている犬については、インターネットからの登録になり、届出は不要です。
- 登録票(鑑札)を紛失したとき(有料)
- 狂犬病予防注射を受けたとき(有料)
- 所有者が変わったとき
- 飼い主の住所や犬の所在地が変わったとき
- 犬が死んだとき

不幸な犬や猫を増やさないために

犬や猫は捨てないでください。途中で飼えなくなったときや、子犬や子猫が生まれても飼えないときには、新しい飼い主をみつけましょう。不幸な犬や猫を増やさないために、去勢・不妊手術があります。最寄りの動物病院へご相談ください(有料)。

● 動物の飼育または収容には許可が必要です

☎ クリーンライフ課 環境保全係 ☎930-7716

指定された区域内で、下記の動物を下記の数以上飼う場合は、事前に「動物の飼養または収容の許可」が必要になります。市では施設の構造設備が公衆衛生上適合した施設であるかどうかを現地調査し、埼玉県が定めた基準に適合していれば、許可証を発行します。申請には動物の種類ごとに8,000円の手数料がかかります。許可基準等については、クリーンライフ課まで。

● 許可が必要な種類・数

牛	1	馬	1	豚	1	めん羊	4
やぎ	4	犬	10	鶏	100	あひる	50

● 許可が必要な区域

丹後	彦野一丁目
幸房	彦成一丁目～四丁目
岩野木	彦音一丁目
谷中	彦糸一丁目
東町	彦川戸一丁目
高州一丁目～四丁目	天神一丁目
寄巻	新和一・二・四・五丁目
戸ヶ崎	栄一・三丁目
戸ヶ崎一丁目～五丁目	早稲田一丁目～八丁目
谷口	三郷一丁目～三丁目
花和田	鷹野一丁目～五丁目
彦江一丁目	さつき平一・二丁目
彦沢一丁目	新三郷ららシティー一丁目～三丁目
番匠免一丁目	
上口一丁目	中央一丁目～五丁目
ピアラシティー一・二丁目	泉一丁目～三丁目
彦倉一丁目	



まちづくり

● 道路・水路の占用

道路に建築用足場、仮囲い、水道管、配水管、電柱などを設置する場合や水路に出入口を設ける必要があるときは、占用許可が必要となります。

道路・水路についての相談

道路・水路について相談、質問があるときは連絡してください。

➤ 道路・水路の占用許可 道路課 道路管理係 ☎930-7733

➤ 道路の相談 道路課 道路係 ☎930-7734

➤ 水路・河川の相談 河川課 ☎930-7735

● 農地のことは

☎ 農業委員会事務局 ☎930-7820

耕作目的での農地の権利の移転や設定などをする場合には、農業委員会の許可が必要です。許可を受けない売買・貸借などは無効であり、所有権移転の登記などもできません。

また、農地を宅地などに転用するときや農地改良をするときも、許可申請または届出が必要です。特に市街化調整区域内での転用は、県知事の許可となり農地法以外にも各種の規制があります。許可を受けずに転用したときは、違反転用として原状回復命令や法に基づく罰則が適用されることもありますのでご注意ください。

● 都市計画施設内の建築の制限

☎ 都市デザイン課 都市景観係 ☎930-7740

都市計画施設(道路・公園等)の区域内に建築物を建築しようとするときは、事前に都市計画法第53条の許可手続きが必要です。

● 建物を建てるときは

建築物を建築する場合の手続き

☎ 開発指導課 建築指導係 ☎930-7743

建築物の新築、増・改築、移転または工作物の新設の際には、建築基準法に適合しているかを審査する建築確認申請が必要となります。

また、建築物等の工事が完了した場合にも検査が必要です。

道路後退に伴う支援

☎ 開発指導課 建築指導係 ☎930-7743

幅員が4m未満の道路後退用地を市に提供されるかたへ、費用の一部を補助金として交付しています。

- 分筆測量費用(上限30万円)
- すみ切り用地費用(固定資産税評価額の5分の1)
- ブロック塀の除却費用(5,000円/m)

住宅の耐震改修等への支援

☎ 開発指導課 建築指導係 ☎930-7743

昭和56年5月31日以前に建築された住宅を耐震化するかたへ、費用の一部を補助金として交付しています。

- ・耐震診断…一戸建て木造住宅(上限10万円)、分譲マンション(費用の3分の2かつ上限300万円ほか)
- ・耐震改修…一戸建て木造住宅(費用の3分の1かつ上限50万円)
- ・耐震改修と併せて実施するリフォーム…一戸建て木造住宅(費用の10%かつ上限20万円)
- ・耐震シェルターまたは防災ベッドの設置…一戸建て木造住宅(費用の2分の1かつ上限25万円)

ブロック塀等の安全対策への支援

通学路や緊急輸送道路または公衆用道路に面する危険ブロック塀等を除却、改修等を行うかたへ、費用の一部を補助金として交付しています。

- ・費用の3分の2かつ上限50万円(公衆用道路は40万円)ほか
- ▶補助金に関すること
開発指導課 建築指導係 ☎930-7743
- ▶通学路に関すること
学務課 学務係 ☎930-7756
- ▶緊急輸送道路に関すること
危機管理防災課 地域防災係 ☎952-1294

宅地を造成する場合の手続き

☎ 開発指導課 開発指導係 ☎930-7742

一定規模以上の共同住宅や店舗などを建てようとするときは、新たに設置する排水施設や駐車場といった公共・公益施設について市と協議し、事前協議書を締結する必要があります。

また、戸建て住宅を1棟だけ建てるときにも、宅地内に設置する排水施設などについて基準に適合しているか市の確認が必要になります。

なお、新たに建築物の敷地を設定するときには、どちらの手続きでも原則1区画120㎡以上となります。

雨水浸透ます設置の補助金

☎ 河川課 ☎930-7735

宅地内へ雨水浸透ますを設置するかたへ、設置費用の2分の1(上限3万円)を助成します。

- ・対象…「三郷市雨水浸透ます設置費補助金交付要綱」及び、「三郷市雨水浸透ます設置技術基準」に適合しているかた

三郷市景観計画・景観条例にかかる手続き

☎ 都市デザイン課 都市景観係 ☎930-7740

大規模な建築物や分譲住宅、長期優良住宅など届出要件に該当する建物の建築等を行う場合は、建築確認を受ける前に景観条例に基づく届出が必要です。

※届出不要であっても、三郷市景観計画に規定する景観形成基準に適合した建物の建築にご協力をお願いします。

屋外広告物条例にかかる手続き

☎ 都市デザイン課 都市景観係 ☎930-7740

一定基準以上の屋外広告物を設置しようとするときは、事前に屋外広告物条例に基づく許可申請手続きが必要です。

空家等を所有しているかたへ

☎ 都市デザイン課 住宅政策係 ☎930-7833

空家等を適切に管理する責務は、所有者等(所有者または管理者)にあります。

空家等の利活用(売却等も含む)にお困りの際は、三郷市空き家の利活用に関する相談窓口、三郷市空き家バンクを運営しておりますので、ご活用ください。

みどりの広場のご利用を

☎ みどり公園課 花とみどりの係 ☎930-7745

みどりの広場は、樹木の有効利用を図るため、自宅の増・改築などで不用となった樹木を一時的に移植し、それらを希望者へ提供するための広場です。みどりの広場にある木は、自由にご覧になれます。

※広場からの樹木の引き取り運搬費用は個人の負担となります。

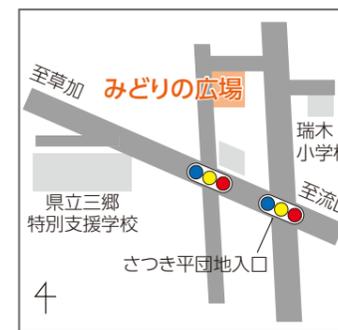
引き取れる木

樹形・生育状況が良く、移植や搬出の可能な樹木

※引き取りを希望されるかたは、みどり公園課 花とみどりの係までお問い合わせください。



鷹野2-323



下彦川戸803-2

生垣造りに補助金が出ます

☎ みどり公園課 花とみどりの係 ☎930-7745

補助要件・金額

- ・生け垣造りをするためにブロック塀等を取り壊す場合
→1メートルにつき2,000円(限度額2万円)
- ・新たな生け垣を造る場合
→1メートルにつき3,000円(限度額5万円)

補助対象

1. 道路幅が4メートル以上の道路(私道を含む)に3メートル以上面していること。
2. 樹木の高さは地上1メートル以上で、樹木の幅は30センチメートル以上を確保できること。
3. 生垣に適した樹種であること。
4. 高さ60センチメートル以上のブロック塀などを取り壊して、上記1.~3.に該当する樹木を新たに設置する場合。



相談

● 各種無料相談

法律・税務等の各種無料相談は、広報みさとをご覧ください。※相談日が祝休日の場合は休みです。

教育 学習やいじめ・不登校など	<ul style="list-style-type: none"> と き 毎週月～金曜日、第2・4土・日曜日 教育相談：午前9時30分～午後4時(月・火・金曜日は午後7時まで) 適応指導教室：午前9時45分～午後2時30分 ところ 第1教育相談室・適応指導教室「野のさと」(八木郷小学校北校舎2階) 	☎955-9800
	<ul style="list-style-type: none"> と き 毎週月～金曜日、第1・3土曜日(祝日除く) 午前9時30分～午後4時 ところ 第2教育相談室(瑞穂中学校敷地内別棟) 	☎950-2202
	<ul style="list-style-type: none"> と き 毎週月～金曜日 教育相談：午前9時30分～午後4時 適応指導教室：午前9時45分～午後2時30分 ところ 第3教育相談室・適応指導教室「みずぬま」(瑞沼市民センター1階) 	☎959-3222
子育て無料相談(電話・来所) (妊娠・出産・子育ての相談)	<ul style="list-style-type: none"> と き 毎週月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時(相談受付時間) ※来所相談は予約優先。 ところ 健康福祉会館3階 こども家庭センター おやこ保健係 	☎930-7827
保育に関する相談(電話・来所) (保育所等の相談)	<ul style="list-style-type: none"> と き 毎週月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時(相談受付時間) ※来所相談は予約優先。 ところ 健康福祉会館3階 こども家庭センター こども家庭係 	☎930-7774

● 市民の声

☎ 広報広聴課 広聴係 ☎930-7815

市政に関する意見や提言をお寄せいただく制度です。意見等は担当部署などで検討し、まちづくりに活かしていきます。回答が必要な場合は、住所、名前、電話番号等の記入をお願いします。

投書箱「市民の声」

市内の公共施設に用紙と投書箱を設置し、月2回程度、回収しています。

▶設置施設

市役所・文化会館・コミュニティセンター・総合体育館・東和東地区文化センター・彦成地区文化センター・高州地区文化センター・北部図書館・鷹野文化センター・世代交流館ふれあいパーク・瑞沼市民センター・ピアラシティ交流センター・三郷中央におどりプラザ

インターネット「市民の声」

市ホームページで受け付けています。専用フォームに入力し、送信してください。



【URL】<http://www.city.misato.lg.jp/voice/>

※各課への問い合わせや情報提供は、各課へのメール問い合わせで受け付けています。

【URL】<http://www.city.misato.lg.jp/1449.htm>



郵送

必ず「市民の声」と明記の上、住所、名前、回答の要・不要を記入してください。

市長室直通ファクス FAX 952-4337

市長がファクスに目を通します。送信の際は、必ず「市民の声」と明記の上、住所、名前、回答の要・不要を記入してください。



相談



相談



産業

● 中小企業への資金融資制度

問 商工観光課 商工労政観光係 ☎930-7721

この制度は、市内の中小企業のかたに、事業に要する資金を、信用保証協会の保証を付して、市が指定金融機関に融資のあっせんをするものです。なお相談・受付は随時行っています。

主な申し込み要件

- ①個人の場合は、市内に1年以上住所を有し、かつ同一事業を1年以上営んでいること。法人の場合は、市内に本店登記後1年以上経過し、かつ市内で同一事業を1年以上営んでいること。
- ②期限内に申告し、市税を完納していること。
※特別小口資金は、申請日以前1年間に納期限が到来した税額に市・県民税の所得割額(法人は法人市民税の法人割額)が課税されており、かつ、他に信用保証協会付の融資を受けていないこと。
- ③保証協会の保証対象となる業種を営むかた。
- ④許認可等が必要な業種は、これを受けていること。

融資の種類	特別小口資金	小口資金
対象	小規模企業者 (従業員20人以下[商業・サービス業は5人以下])	
融資金額	1,250万円以内	
融資期間	運転資金 10年以内(据置 6か月以内) 設備資金 12年以内(据置 12か月以内)	
利率	年1.75%	
保証人	無	原則として個人は不要。 法人は保証協会の定めるところによる。
担保	無	

※中小企業近代化資金、小売業振興資金につきましては、お問い合わせください。
※市以外に金融機関、信用保証協会による審査があります。

● 労働者への貸付制度

問 商工観光課 商工労政観光係 ☎930-7721

勤労者の住宅購入や家内労働者の生業に必要な資金を貸付けします。

貸付けの種類	勤労者住宅資金		家内労働者生業資金
	有担保	無担保	
対象	市内に居住する、または居住しようとする勤労者		専門の 家内労働者
貸付金額	1,000万円	500万円	70万円
貸付期間	30年以内	10年以内	4年
利率	1.865%	1.300%	2.000%
	令和6年4月1日現在		
保証人	有	有	有
担保	有	無	無

● 各種補助制度

問 商工観光課 商工労政観光係 ☎930-7721

がんばろう企業応援事業

①新製品・新技術の開発や、②経営力の強化を推進する取組みに対する経費の2分の1を補助します。(①は上限50万円、②は上限30万円、従業員研修費は1人あたり上限2万円) ※その他申請要件あり。

きらりとひかれ起業家応援事業

三郷市内で起業予定、または起業後1年以内のかたを対象に、起業に要する費用の2分の1を補助します。(上限30万円) ※その他申請要件あり。

高齢者就業支援事業

ハローワークの紹介で65歳以上のかたを雇用した場合、事業主へ1人につき10万円を補助。

中小企業退職金共済等掛金補助事業

事業主が納付した退職金共済制度の掛金月額について、20%(上限月額1,000円)を加入から3年間補助。

● 無料セミナー

問 商工観光課 商工労政観光係 ☎930-7721

経営力向上セミナー

事業を行う経営者のかたを対象に、経営に関する旬のテーマを取り上げたセミナーを開催。

就職支援セミナー

就職活動中のかたを対象に、就職活動や労働に関するセミナーを開催。

● 無料相談

問 商工観光課 商工労政観光係 ☎930-7721

創業・経営や労働に関する無料相談を実施しています。相談日は、下記担当へお問い合わせください。

相談名	場所	問合せ
創業	市役所内職相談室	商工観光課
経営		
内職(求職・求人)		
労働		
就職に関する悩み		



議会・選挙・市政

● 市議会

問 議会事務局 ☎930-7768

市議会は、予算や条例、まちづくりなど、市の目指す方向を決める議決機関です。また、市の仕事が正しく行われているかチェックする役割を担っています。三郷市議会の議員定数は24人で、市民の中から選挙で選ばれた議員で構成されています。

議会の傍聴

本会議の傍聴を希望されるかたは、市役所7階の入口で住所・氏名を記入し、傍聴することができます(傍聴席60席、車いすスペースあり)。議会傍聴で手話通訳を希望されるかたは、希望日の14日前までに議会事務局までお申し込みください。

請願

市政に対する要望は請願書として市議会に提出できます。請願書は紹介議員の署名(または記名押印)が必要で、担当する常任委員会で審査され、本会議で採択、不採択等が決められます。採択された請願は市長に送付され、必要に応じてその経過や結果を求めたり、意見書として国や県など関係府政庁に提出されます。

陳情及び要望

紹介議員のいない陳情書、要望書を市議会に提出することができます。陳情及び要望は、原則としてその写しが本会議で配布されます。

会議録

本会議の発言記録等を掲載した会議録を定例会、臨時会ごとに作成しています。市議会のホームページ(下記)または市政情報コーナー、図書館等で会議録を閲覧できます。

市議会のホームページ

市ホームページ(<http://www.city.misato.lg.jp/>)のトップページにある「三郷市議会」からさまざまな情報をご覧いただけます(内容:市議会の紹介、議員名簿、会議日程、会議録等)。



● 選挙

問 選挙管理委員会事務局 ☎930-7728

選挙人名簿の登録

選挙で投票するには、選挙人名簿に登録されていなければなりません。該当者は、満18歳以上の日本国民で、住民票が作成された日から引き続き3か月以上住民基本台帳に記載されているかたです。登録には、年4回(3・6・9・12月)の定時登録と選挙のときに行う選挙時登録があります。

投票のいろいろ

投票は、投票日当日、選挙人自ら投票所へ行き、自筆で投票用紙に記入するのが原則ですが、次のような投票方法もあります。

①期日前投票

投票日に仕事や旅行などで投票所に行くことができないと見込まれるかたは、投票日前でも投票することができます。

②郵便による不在者投票

身体に重度の障がいがあるかたは、在宅のまま郵便で投票できる場合があります(事前の申請が必要です)。

③点字投票

目の不自由なかたは、投票所で申し出れば点字で投票できます。

④代理投票

病気やケガなどのため自分で書くことのできないかたは、投票所の補助者による代理投票ができますので、投票所の係員に申し出てください(投票の秘密は厳守されます)。

政治家の寄附禁止

政治家が選挙区内の人に対して寄附や次のようなことをすることは、原則として禁止されています。

お中元やお歳暮、入学・卒業・就職・結婚・出産などのお祝い、開店祝いの花輪、各種会合へのご祝儀、祭りの寄附、スポーツ大会や親睦旅行への差し入れ、葬式の花輪や香典など。



未来をつくる
あなたの一票大切に



議会・選挙・市政

● 情報公開請求と保有個人情報の開示請求

問 総務課 ☎930-7749

市役所本庁舎4階に「市政情報コーナー」(祝休日除く月～金曜日午前8時30分～午後5時)を設けています。市政に関するお知りになりたい情報がありましたらご利用ください。

情報の提供

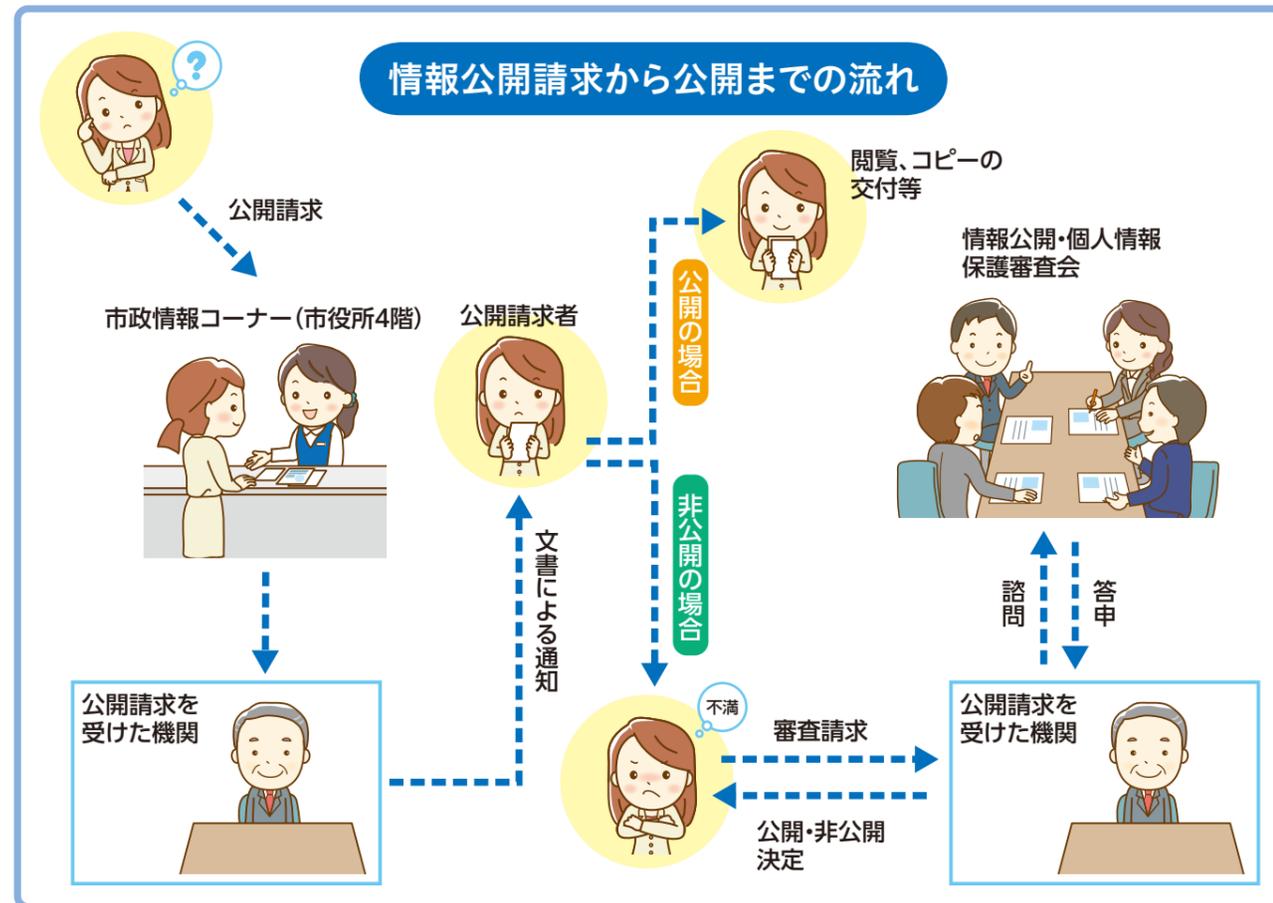
総合計画書、統計書、個人情報登録簿を閲覧できるなど、市政に関する各種情報を提供しています。

情報公開請求・保有個人情報の開示請求の受付

三郷市情報公開条例及び個人情報保護法に基づいて、市政に関する情報の公開請求や自己を本人とする保有個人情報の開示請求の受付をしています。

請求の方法

市政情報コーナーで、氏名、住所、請求する情報の件名、内容などを記入し、請求してください。



※個人情報保護法に基づく自己を本人とする保有個人情報の開示請求もほぼ同じ流れですが、開示請求及び開示の実施の際には、本人確認書類等の提示が必要となります。

※情報公開請求の場合は、公開請求手数料(1件100円)がかかります。

※写しの交付には、コピー代等がかかります。

For Foreign Residents

● 外国人のかたへの情報提供

市行政に関する情報を外国語で提供しています。くわしくは「三郷市ホームページ」「ミサトビュー」をご覧ください。

「三郷市ホームページ」では、翻訳版による英語サイト及び、機械翻訳による英語、中国語(繁・簡)、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、タガログ語サイトをご覧ください。

スマートフォンサイトでは、トップページ右上にある「メニュー」をタップし、下部「English site」から翻訳版の英語ページをご覧ください。また、「翻訳」から各言語に変更できます。

パソコンサイトでは、トップページ右上にある「English site」から翻訳版の英語ページをご覧ください。また、「翻訳」から各言語に変更できます。

「ミサトビュー」は年4回(2月、5月、8月、11月)発行している英語版(日本語版有り)の季刊情報誌です。外国人住民のかたにお役立ちの情報を掲載しています。

ご不明な点は市民活動支援課までお問い合わせください。

市民活動支援課 市民交流係 ☎930-7714

● Information service for foreign residents

Misato City provides administrative information in foreign languages. Please visit Misato City official website and MISATO VIEW for more information.

Misato City official website offers you 'English site' edited by the City and the websites in machine translated languages including English,

Traditional Chinese, Simplified Chinese, Korean, Portuguese, Spanish, Vietnamese, and Tagalog.

・ On the smartphone site: Tap 「メニュー」(Menu) in the upper right corner, then tap 'English site' at the bottom to view the City edited English pages. Or, you can convert the language into other languages with the selector button 'Foreign Language'.

・ On the PC site: Tap 'English site' in the upper right corner of the top page to view the City edited English pages. Or, you can convert the language into other languages with the selector button 'Foreign Language'.

MISATO VIEW is an English newsletter issued quarterly (in February, May, August, and November) [Japanese edition is also available]. The newsletter posts useful information for foreign residents in Misato City.

Should you have any inquiry, please contact Assistance for Citizens' Activity Division.

Inquiries : Citizen's Exchange Section, Assistance for Citizens' Activity Division
Phone: 048-930-7714



議会・選挙・市政



For Foreign Residents